

# 令和2年第4回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第1号

日時 令和2年12月9日(水曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- |    |    |         |   |
|----|----|---------|---|
| 日程 | 1  |         | 会議録署名議員の指名  |
| 日程 | 2  |         | 会期の決定について   |
| 日程 | 3  |         | 諸般の報告   |
| 日程 | 4  |         | 行政報告  |
| 日程 | 5  | 請願第 3号  | コロナ禍による地域経済対策を求める請願                                     |
| 日程 | 6  | 議案第 83号 | 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金<br>条例の制定について                    |
| 日程 | 7  | 議案第 84号 | 鹿追町課設置条例の一部を改正する条例の制定につ<br>いて                           |
| 日程 | 8  | 議案第 85号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の<br>制定について                       |
| 日程 | 9  | 議案第 86号 | 鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて                          |
| 日程 | 10 | 議案第 87号 | 鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を<br>改正する条例の制定について                |
| 日程 | 11 | 議案第 88号 | 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基<br>準に関する条例の一部を改正する条例の制定につい<br>て |
| 日程 | 12 | 議案第 89号 | 鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す<br>る条例の制定について                   |
| 日程 | 13 | 議案第 90号 | 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて                          |
| 日程 | 14 | 議案第 91号 | 鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例の制定につ<br>いて                           |
| 日程 | 15 | 議案第 92号 | 令和2年度鹿追町一般会計補正予算(第9号)につ                                 |

いて

- 日程 16 議案第 93号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号) について
- 日程 17 議案第 94号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正  
予算(第5号) について
- 日程 18 議案第 95号 令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第3  
号) について
- 日程 19 議案第 96号 令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第3  
号) について
- 日程 20 議案第 97号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第4  
号) について
- 日程 21 議案第 98号 令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第1号) について
- 日程 22 議案第 99号 鹿追町道路線の廃止について
- 日程 23 議案第 100号 鹿追町道路線の認定について
- 日程 24 議案第 101号 鹿追町道路線の認定について
- 日程 25 議案第 102号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

2 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

- |             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 1番 清水 浩徳議員  | 2番 山口 優子議員 | 3番 畑 久雄議員  |
| 4番 台蔵 征一議員  | 5番 加納 茂議員  | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員   | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 埴渕 賢治議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 吉田 稔議員 |            |

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己  
教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾  
総 務 課 長 渡 辺 雅 人  
総 務 課 主 幹 葛 西 浩 二  
会 計 管 理 者 津 川 修  
企 画 財 政 課 長 草 野 礼 行  
町 民 課 長 平 山 宏 照  
福 祉 課 長 佐々木 康 人  
農 業 振 興 課 長 檜 山 敏 行  
商 工 観 光 課 長 富 樫 靖  
建 設 水 道 課 長 大 上 朋 亮  
子 育 て ス マ イ ル 課 長 松 井 裕 二  
ジ オ パ ー ク 推 進 室 長 高 井 宏 行  
瓜 幕 支 所 長 東 原 孝 博  
病 院 事 務 長 菊 池 光 浩  
企 画 財 政 課 長 補 佐 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長 宇 井 直 樹  
社 会 教 育 課 長 浅 野 悦 伸

8 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳  
書 記 高 瀬 俊 一

令和2年12月9日（水曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから令和2年第4回鹿迫町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を引き続き行い、説明員においても、最小限の出席による会議といたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程1

会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名します。

---

日程2

会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの10日間といたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は、本日から12月18日までの10日間と決定いたしました。

---

日程3

諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から8月、9月、10月分の出納検査報告書が提出されました。その写しをお手元に配付のとおりでありますのでご参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程4

行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第4回鹿追町議会定例会が、開催されるにあたり行政の諸般について御報告を申し上げます。

11月27日には、令和2年第4回とかち広域消防事務組合議会の定例会が開催されました。私は副組合長という立場で、吉田議長におかれましては、消防議員という立場で御出席をいただいたところであります。全体の出席者は36人で、定例会ですので専決処分の承認、一般会計補正予算、それから給与条例の改正、人事院勧告に基づく期末手当の0.05%マイナスの分、それから令和元年度の決算認定、監査委員の選任などが全て原案のとおり可決をされたところであります。

定例会の前段の議員協議会では、重要施策等の検討状況で、平成26年3月に策定をされました十勝圏広域消防運営計画に基づいて給与の統一ですとか消防力整備等々の関係、いろいろなことが検討状況とされておりますけれども、当面今まで実施されたものについては、給与の統一ということについては新規採用職員については令和元年から、既存職員の給与の統一については令和3年度から事務が進んでおります。基本的に帯広市の制度に一元化するというところでございます。給与水準につきましては各町村いろいろありますけれども、本町の場合は統一によって生涯賃金で見ると若干下がるということですが、そう大きな数字ではないかなというふうに思っております。

その他、職階級、それから勤務形態についても、今も勤務時間は全部統一をしておりますけれども、勤務形態はまだ2部制、3部制が混在をしておりますので、これについては2部制に統一する方向で、検討がされているということであります。自賄い方式のことはずっと課題になってはいますが、これについてはそれぞれの地域の事情がありますので、順次いろんな形で相談してやっていく、財源の問題もいろいろありますので、これについては順次検討を進めていくということでもございました。

それから同日、引き続き令和2年第3回十勝圏複合事務組合議会の定例会ということで、専決処分の報告、それから一般会計の補正予算、それから決算認定、これについては十勝圏の一般会計とふるさと市町村圏基金事業会計、この2つの決算認定、それから監査委員、公平委員の選任ということで、これも全部原案どおり可決をされたところであります。

十勝圏複合事務組合議会についても同様に議員協議会が開かれまして、新聞報道等もありましたけれども、新しくりんセンターの関係では士幌町と上士幌町が施設の更新、令和9年度から新しくりんセンターに加入するというので、これで全市町村が加入という方向に進むということが確定したところであります。

それから、新中間処理施設整備に向けた関係では追加調査が行われて、その報告がされました。全員協議会でも御説明をさせていただいたところでありますけれども、項目としては、「追加調査は減量化・資源化の事例調査」、それから「中島地区における治水等の調査」、「先進自治体における中間処理施設の整備状況あるいは新設以外、例えばリニューアル方式の事例調査」で、これらの大きな3項目について調査がされまして、その報告がされたところであります。

内容としては減量化・資源化の関係については全市町村、士幌町、上士幌町が後々加入するというので、その全体の排出量を見直したり、現状の管内で行われている資源化の取組などを踏まえて全体的な方向を改めて組合として示すということになります。

それから中島地区の治水の関係については、有識者等の意見等々を踏まえて候補地となっている中で家屋倒壊等氾濫想定区域を含まない所を建設予定地とするということになります。いわゆるA、B、C、D、Eぐらいまで候補地があったはずですが、従来どおりC案ということで予定地としたいということになります。

それから建設方式につきましては、リニューアル方式の場合はなかなか代替施設の問題、処理の関係で現実的には難しいということで従来どおり新設方式、それから燃焼方式等については安定したストーカ式としたいということで考え方を統一したところであります。

すでにこれに対する住民説明会が12月7日から20日まで各地で行われます。

本町においても、本町と新得町の町民の方を対象にした説明会が12月13日、日曜日、町民ホールで事前申込制ということでございますけれども開かれる予定ということになっております。併せて1月6日までパブリックコメントを取る形で進んでいるところであります。

次に、同じく11月27日に十勝町村会第2回臨時総会が開かれました。

この会議についても町村会会計の補正予算の関係、それから令和2年度町村職員採用試験の状況、今年から本格的に取り組んでいます十勝と台東区・墨田区の交流の関係等々の協議がなされたところであります。

その後に十勝総合振興局の水戸部局長が御出席をされて、新型コロナウイルス感染症の

対応ということで御説明がありました。宿泊療養施設として、帯広駅前のアパホテルを借り上げて運営がなされるということで最大で190名で運用がされております。

当面、十勝総合振興局、帯広市、それから近隣、音更町、幕別町、芽室町等々の協力を得て運営をしていくということでありまして、こういう療養施設を設置すると長い期間施設を運営していかなければならないということでありまして、年明けの分については、管内市町村いろいろな協力を得ながら運営をしていきたいお話もされています。

具体的にいつからというお話はまだですけれども、これから十勝総合振興局の担当係長が管内を回っている状況だとかお願いにお見えになるという予定もありますので、そういう形の中で本町としてもできる限りの協力をしていきたいと思っております。

次に、防衛陳情の関係です。

12月1日には、陸上自衛隊北部方面総監部、それと北海道防衛局へ要望に行っていました。こういう新型コロナウイルス感染症の状況でお伺いするのもやはり必要最小限の人数ということで、今年は私と吉田議長の2人で要望をさせていただきました。

札幌の北部方面では、前田総監にもお会いすることができましたし、北海道防衛局では末永局長、本田次長、諏訪企画部長の主要な方とお話することができました。鹿追駐屯地隊員等の確保維持拡充の関係、それから自衛隊官舎の関係についても今、笹川の官舎がほぼ完成をしておりますけれども、無料化が今、2キロメートル以内ということですが、鹿追市街の分についても何とか対象にさせていただけないかということも含めてお話をさせていただいたところでもあります。

防衛の関係については、12月7日、8日、今度は防衛省を中心にお願いに行っていました。

防衛省では、陸上幕僚副長の森下さんにお会いすることができました。令和2年8月まで第2師団師団長をお務めになっていた方で、当然道内勤務の経験もありますし、機甲科の方ということで、特に本町の実演地はよく承知をいただいております。同様に様々なお願いをさせていただきました。また、人事教育局の川崎局長、最近変わったばかりということでございますけれどもお会いをして本町の実情を含めてお願いをしてきたところでもあります。

それから12月7日の夕方、台東区のほうもお邪魔をさせていただきまして、区議会の石塚議長にお会いすることができました。この間の全員協議会等でも産業関係の連携協定の延長と新たな防災協定という話、説明をさせていただきましたけれども、台東区のほうで

もその準備を進めていただいているということで、そのお礼も兼ねて訪問させていただきました。区長は日程が合わなくてお会いできなかったのですが、それぞれ交流課の室長、課長等々にお会いをしてきたところであります。

それから12月8日については、特に国会議員を中心に回らせていただきました。

自衛隊の関係と12月9日の新聞にも出ていましたけれども、過疎の関係を含めてお話をさせていただきました。午前中には、今回一緒に行っていただいた吉田議長の人脈もかなりあって、自由民主党関係の要人の方に、おかげさまでお会いすることができました。

まず午前中は佐藤正久参議院議員、現在自由民主党の外交部会長それから国防議連の事務局長もされているということで、防衛関係の予算も含めて非常に力がある方ですけれども、御本人にお会いをすることができて、本町の実情をよく御存じで初任地が確か帯広市とお伺いをしていました。本町の実情を含めてお話をさせていただきました。

それからもう1つの大きな懸案であった過疎法の関係についてはちょうどいろいろ新聞報道も出たりした段階ですけれども、道内の中で自由民主党の過疎対策の事務局等を務めておられる武部新代議士に午後からお会いすることができたのですけれども、ちょうど当日の午前中に自由民主党の過疎対策の役員会が開かれておりまして、今日、新聞報道等にあった内容がおおむね了解をされたという話のすぐ後に会うことができまして、ああいった形で多分進んでいくのかなと思っています。

何とか過疎地域指定の除外からは免れる見込み、これから当然正式決定がされるんですけれども、そういったことでひとつ安堵をしているところであります。

経過措置云々という話もありましたけれども、期間を制約されるということもありますので、そうなるまちづくり全般、いろいろ難しい面も出てきますけれども、過疎地域指定が継続されるということであれば長期の、まず当面の10年間を見据えたいろんなまちづくりをしっかり考えていけるのかなということで、今回特に思ったのは、地方からしっかり中央に対して声を上げていくというのが非常に大事なことだどつくづく感じたところであります。

そういったことでいろいろ動きがあった期間ですけれども、これからはっきり特に中央に対しては地方の実情を声を届けていくことが必要だということでしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上、申し上げます行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

---

日程5 請願第3号 コロナ禍による地域経済対策を求める請願

○議長（吉田稔）

日程5、請願第3号、コロナ禍による地域経済対策を求める請願を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本件は産業厚生常任委員会へ付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

日程6 議案第83号 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程6、議案第83号、鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第83号は、鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定についてであります。

はじめに提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施事業に位置付けております鹿追

町中小企業事業資金特別利子等補給事業で令和3年度から令和7年度分までの利子等を補給するため原資を基金に積み立てて対応したく条例を制定するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例を次のとおり制定するといたしまして、条例は本文が5条、附則が2項により構成をされております。

第1条は「設置」について、第2条は「積立て」について、第3条は「処分」について、第4条は「準用」について、第5条は「委任」について、それぞれ規定をされております。

次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行するもので、第2項は、条例の廃止についての規定であり、この条例は令和8年3月31日をもって廃止するとするものであります。

以上、鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は新規条例のため産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本案は産業厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

日程7 議案第84号 鹿追町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程7、議案第84号、鹿追町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第84号は、鹿追町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

はじめに提案理由を申し上げます。

鹿追町における機構改革は平成12年から平成17年度までの部制の後に、平成18年度に機構改革を行い、平成23年度に一部事務分掌の見直し、平成25年度に「ジオパーク推進室」、平成27年度に「子育てスマイル課」を新設しましたが、以降根本的な見直しを行なっておらず、効率的で行政課題に対応できる組織、町民に分かりやすく利便性の高い組織、業務量の平準化と働きやすい職場、職員の意識改革の4点を基本方針として見直しを行い、関係する条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町課設置条例の一部を次のように改正するといたしまして、第1条は課の設置の規定であり、「企画財政課」を「企画課」に、「福祉課」を「保健福祉課」に、「子育てスマイル課」を「子育て支援課」にそれぞれ改め。第2条は課の事務分掌の規定であり、第1条の改正及びそれぞれの内容の見直しに伴い、事務分掌を改め、「瓜幕支所」と「ジオパーク推進課」、「企画課」と「商工観光課」においてそれぞれ業務連携に関する事項を加えるものであります。

第5条は分掌課の規定であり、第1項及び第2項中の「ジオパーク推進室」を「ジオパーク推進課」に改め、第2項に新たに第4項といたしまして、瓜幕支所との業務連携に関する事項を加えるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、鹿追町課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきました。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、清水浩徳議員。

○1番（清水浩徳）

総務課に財政部門、農業振興課に環境保全センター部門のそれぞれ担当課長を配置するというふうにうたっております。

それぞれに専門的立場の人材を配置するというのはものすごく納得できます。

ところが担当課長として配置をする。同一課内に課長が2人、要するに頭が2つになるのではないのかと、これで組織として成り立っていくのかお伺いします。

○議長（吉田稔）

松本副町長。

○副町長（松本新吾）

ただいま清水議員の質問に対してお答えさせていただきます。

これまでも同様ですが主幹、会計管理者につきましては現在も課長職であります。

同じ課においてもそれぞれ担当する係等の事務、あるいは事務事業は複雑化、専門化してきておりまして、現在も総務課と農業振興課にそれぞれ担当部門を持たせまして主幹を配置しているところではありますが「対外的に分かりづらい」、あるいは皆さんからも御意見があったことなんです。「主幹が課長職としての認知が低い」、こういったこともありまして、主幹をそれぞれの担当課長という名称に変えて対外的に課長職であることを改めて表明しまして、それぞれの課長と担当課長が協力をしながら業務を進めていきたいと考えているものでありますので御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

1番、清水議員。

○1番（清水浩徳）

それでしたら財政課長、それから環境保全センター課というのを別組織で総務課に入れるのではなくて、別組織で立ち上げたほうが課長としての役割が明確になるのではないのでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

機構改革という中で極力課の数を増やさない方向でまず検討させていただいた。

どちらかというところ、機構改革をする場合、当然それぞれの時代に合った機能を持たせるために課は増える場合もありますし、減る場合もあります。

ただ今回については全体をもう少しスマートにしながら、全体が協力しながらできるよ

うな形ということで、課の数を増やさない形の中でいかにそれぞれ職員が協力できるか、協力しなければならないかという体制を考えた上でこういう組織にさせていただいたということで御理解をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

今回、課の分掌事務にそれぞれ、例えば企画課においては商工観光課の業務連携、商工観光課においては企画課との連携業務、それからジオパーク推進課には瓜幕支所との業務連携ということで加わったわけでございますけれども、これを加えた理由とそれから具体的にどのような連携が行われるか、想定される連携についてお伺いをいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

まず前段的な話をいたしますと、こういうふうに課をいろんな分担をして全体的な業務を進めていくのですけれども、当然書いてなくてもいろんな形での連携はそもそも当たり前と思っています。

特に今回加えた部分については、企画課と商工観光課については、商工観光課は産業という面もありますけれども、もう1つ町のPRだとか情報発信も含めて非常にそういうことが大きいと私は思っています。

今回、企画、広報の部分でもSNS等を中心とした情報発信を今までもやってきていますけれども、それ以上にしっかりと取り組んでいきたいということで、その辺の機能強化と合わせて観光情報等々の取組、そういった意味で非常に企画と観光についてはつながりが深いと思っていますので、あえてそういう意味合いも「業務連携」ということを入れさせていただいたのが1つであります。

それからジオパークの関係については地理的条件、当然場所も瓜幕地域ということもございまして、そういった意味でただ単に連携というよりはこういう形でしっかり条例の中に書き込むことによって、職員の意識も書いてあるのと書いていないのでは大分意識の

持ち方も違うということもありますので、今回あえてこう書かせていただいたということ  
であります。

以上です。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

お互いに業務連携ということでお互いの課が交流というか一緒にやるということはすば  
らしいことだと思うのですけれども、1点、そのときの責任所在、どちらかの課が主体に  
なるか、責任の所在についてはっきりさせるべきだと思うのですけれども、そこら辺につ  
いていかがでしょう。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

今、上嶋議員がおっしゃるとおりやはり最終的にどちらかが頭になるということはどん  
な事業をやっているという形になるかと思えます。それについては具体的ないろん  
な事務の中でどちらが中心というのはそれぞれケースバイケースということもあると思  
うのですけれども、それをしっかり連携というかそういうのも含めてちゃんと相談をしなが  
ら事業の内容によって進めていくことになっていくのではないかと思います。

自然体験留学センターの関係についても、瓜幕支所ということにしてありますけれども、  
当然教育のことを抜きにしてセンターの運営もあり得ないわけですから、それこそ連携す  
る課がしっかり話し合いをして詳細まで詰めながらやっていくということで、これはどん  
な事業でもそうですけれども、まず職員同士できちっと話をしながら進めていく、これは  
全体的に必要なことではないかと思っております。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

条例の改正、これは機構改革の中で実施される内容ですけれども、これはあくまでも庁

舎内における改革ということですが、一番重要なことは住民がどのように理解していくか、理解されて行政サービスがスムーズに行われるかということがより重要なことだと思いますが、今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

今後のスケジュールということでございます。

今後、機構が議決をいただきましたならば、その後引き続き庁舎内における課の配置であったり、それぞれ係ごとの事務分掌の整理もさせていただきたいと思っています。

また、来年の4月1日からの施行でありますので、それまでに町民の方にもどのような機構になってどのような役割を持っているのかということのも、説明するような周知をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

10番、安藤議員。

○10番（安藤幹夫）

行政職というのは、町民に対して奉仕をすることが基本的な責務であることは明確にうたわれている内容で、町民は割と理解されていないというか、例えば公共施設がどこの所管がしているのか。どこの窓口に行けば手続きができるのかということ、我々よく聞かれます。それだけやはり町民は理解しきれていないということで、より具体的に行政サービスがこの場所に行けばすぐワンストップで手続きができますよという内容をやはり町民に知らせるということが重要な課題ではないかと思っているわけですが、その辺のことをただ広報紙なのか、町民に対して内容的なものを全戸配付するのか、そういったことで内部的な平準化は理解できるのですけれども、住民に対する効率的な行政サービスについてどのようにお考えか再度質問させていただきます。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

スケジュール的なことは先ほど総務課長が答弁したとおりだと思っています。

もちろんいろんな形で町民の方に今回、久しぶりの機構改革ということもありますので、しっかり内容についてできる限り分かりやすいようにお知らせをしたいと思っています。

行政の関係の手続き、いろんな幅広い部分がありますので、全てをなかなか全部分かりやすくというのは非常に難しい面があるとは思いますが、それについては職員の問い合わせの対応、それから今回もできるだけ住民の方が手続きをする場合には、なるべく庁舎の1階の中でできるようにということで工夫もしていきたいと思っています。いずれにしてもいろんな方法で分かりやすくということで町民の方に周知をするとともに、職員の対応も非常に重要な意味を持つと思っていますので、それも含めてしっかりと町民の方に分かりやすい行政組織全般ということでしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程8 議案第85号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（吉田稔）

日程8、議案第85号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 85 号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、令和 3 年 1 月 1 日に施行される個人所得課税の見直しで給与所得控除、公的年金控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、国民健康保険税の基礎控除を一律 10 万円引き上げるとともに振り替えを行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うため一部改正を行うものであります。

内容について御説明いたします。

第 23 条は、国民健康保険税の減額の規定であり、第 1 項第 1 号は 7 割軽減について、第 2 号は 5 割軽減について、第 3 号は 2 割軽減についてそれぞれ規定をしており、基礎控除額「33 万円」に 10 万円を加算し「43 万円」としまして、合わせて給与所得者等が 2 名以上いる場合には人数に応じて「10 万円」を加算するものであります。

附則第 5 項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であり、軽減判定所得基準の見直しに伴う条文の整理となるものであります。

次に、附則第 1 項は、施行期日の規定であり、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行し、第 2 項は適用区分の規定であります。

以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 85 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は、10 時 50 分といたします。

休憩 10 時 43 分

---

再開 10 時 50 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

日程 9 議案第 86 号 鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について

日程 10 議案第 87 号 鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 9、議案第 86 号、鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 10、議案第 87 号、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 2 件については、関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑、討論を行い、議案ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

以上 2 件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 86 号、鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 87 号、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括して説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

令和 3 年 4 月 1 日から一般廃棄物の処理が十勝圏複合事務組合での処理となり、これまでの「埋立ごみ」が「燃やすごみ、燃やさないごみ」となることと、事業系一般廃棄物の「燃やすごみ、燃やさないごみ」が新たに加わりますことから料金の設定とこれまで 1 枚単位の表示を実際に販売している枚数との単位での表示に変更するものであります。

内容について御説明いたします。

はじめに議案第 86 号、鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

鹿追町収入証紙条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 3 条は、収入証紙の種類及び形式の規定であり、これまで 9 種類であったものを 6 種類の減とし、新たに 7 種類を増やして全体で 10 種類とするもので、事業系一般廃棄物の新たな単価以外は単価を改正するものではありません。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 87 号、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、別表第 1（第 15 条関係）は一般廃棄物の処理手数料の規定であり、取扱区分を「家庭系一般廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分し、これまでの埋立ごみを「燃やすごみ、燃やさないごみ」とし、金額は現在販売している単位での金額とし、中継方式を採用します事業系一般廃棄物「燃やすごみ、燃やさないごみ」は 10 キログラム当たり 250 円として新設をするものであります。

附則第 1 項は、施行期日の規定であり、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行し、事業系一般廃棄物の燃やすごみ、燃やさないごみについては、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

ものであります。

第2項は、経過措置の規定であります。

以上、議案第86条及び議案第87号について一括で御説明させていただきました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程11 議案第88号 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程11、議案第88号、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 88 号は、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 10 条は、職員の規定であり第 3 項第 4 号の文言を整理し、新たに第 10 号として、「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を加えるものであります。

次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 88 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

---

日程12 議案第 89 号 鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程13 議案第 90 号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

○議長（吉田稔）

日程 12、議案第 89 号、鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について。

日程 13、議案第 90 号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 2 件については、関連がありますので、議事進行上、一括して提案説明と質疑、討  
論を行い、議件ごとに採決をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

以上 2 件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 89 号、鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 90 号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので一括して説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

令和 2 年度の税制改正におきまして、租税特別措置法及び地方税法の一部が改正され、  
納税環境の整備のため、市中金利の実勢を踏まえ、利子税及び還付加算金の割合が引き下  
げられたことに伴いまして、納税猶予等の場合に軽減される延滞金につきましても同様に  
割合が引き下げられ、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることから、所要の改正を行うもの  
であります。

内容について御説明いたします。

議案第 89 号、鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

鹿追町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 5 条は延滞金の規定であり、延滞金額を計算する場合に年 7.3%から適用される期間を「3 月」から「1 月」を経過するまでに改正するものであります。

附則第 4 項は、延滞金の割合の特例の規定であり、全部改正するもので当分の間、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず平均貸付割合に年 1%の割合を加算した延滞金特例基準割合により年 14.6%及び年 7.3%を適用するものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 90 号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

鹿追町介護保険条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 12 条は保険料の督促の規定であり、納付義務者の文言を整理するもので、第 13 条は延滞金の規定であり、保険料の納付義務者の文言を整理した上で、延滞金の対象となる納付金額を 2,000 円以上とし、ただし書きで延滞金額の加算する額の下限を改めるものであります。

附則第 6 条は、延滞金の割合の特例の規定であり、全部改正するもので当分の間、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず平均貸付割合に年 1%の割合を加算した延滞金特例基準割合により、年 14.6%及び年 7.3%をそれぞれ適用するものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 89 号及び議案第 90 号について一括で御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 89 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 90 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程14 議案第 91 号 鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 91 号、鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 91 号は、鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

本条例は昭和 52 年 1 月に制定され、町民の歯科診療及び歯科保健衛生の向上を図ってきましたが、現在、医師が不在となり施設も老朽化しており民間による歯科医院の開設もありましたことから、条例を廃止し施設を解体したいとするものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するをいたしまして、鹿追町歯科医院設置条例は廃止するとし、附則は、施行期日の規定であり、この条例は令和2年12月18日に施行するものであります。

以上、鹿追町歯科医院設置条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

7番、川染洋議員。

○7番（川染洋）

2、3お伺いしておきたいと思います。

1つ目は、この条例が制定されたときの目的というのは、今御説明があったとおり歯科の保健衛生の向上にあると、それを図るために設置したということです。

現在はそれを担ってきたけれども、歯科医師がいなくて老朽化もして民間の歯科医院もできたからこの辺で廃止してもいいのではないかという考えになっているようでありますけれども、この条例ができたときというのは、すでに1軒の民間の歯科医院がありました。

でもそれで歯科衛生の向上が図られないと思ってかどうか、もう1軒の町立の歯科医院が設置されました。

現在、それではこの歯科衛生については、施策上心配ないと、そういうお考えでいられるかどうか。それを町長にお聞きしておきたいと思います。

それともう1つ、今、上に建っていますし公共用財産として土地も含まれるという、この間の全員協議会の説明でありました。

これは建物を撤去して、条例が廃止されると普通財産に戻ります。普通財産に戻りますと処分については売り払いもできるわけです。鹿追町の条例では1千万円を境にして議会の議決を経なくてもよいというものもあります

なぜこれをお聞きしておきたいかといいますと、瓜幕に新得警察署の駐在所がありました。あれも公共用財産として北海道に貸し付けてあった。それが戻ってきて普通財産になった。それは近所の人たちも私も勉強不足だったかもしれません。いつの間にかどなたかに売られて家が建ちました。しかも、鹿追町では瓜幕分譲地があり住宅地として販売する土地もありました。そうした中でそういうことが起きてしまっているということは、私た

ちも自覚が不足していたのかもしれませんが、そうしたこともありますのでこれが普通財産に戻ったときにどうするのかという計画が今のところあるのかどうか、その2点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

まず1点目のこの条例ができた昭和52年当時の条例としての意味合い、それから当時の歯科の状況、確かに当時も民間の診療所がもちろんございました。この町立として歯科医院という形に取り組んだ経緯というのは確かに歯科医院の町内のみならず近隣だとかいろんな状況も当時とはかなり変化しているのかなと思います。

当時の状況を本当に詳しく知っているかと言われると私も若干自信のない面があるわけですが、やはり町立として設置する必要性というのはいろんな情勢から当時として必要な判断であったのかなと思っています。

それで当時からの現状がいろいろと変わっている中で、現在歯科関係のことについて心配がないのかということだと思っておりますけれども、なかなか町内のいろんな方の歯科の状況、国保あたりのデータを聞いたり、いろんな話を聞いたりしていますけれども、それぞれ町内の現在の歯科医院を利用されている方、あるいは町外に行っている方も相当数いらっしゃるという状況も承知をしています。

当然地元の歯科医院の先生には、学校の関係ですとか町の検診もいろいろと協力をしていただいているということで非常に助かっていると思っています。

今後のこともあるのですが、いろんな情勢の変化で町として、例えば町立として歯科医院をとる情勢に将来的にならないということもありませんし、可能性としてはもちろんあり得るのかなと思っておりますけれども、基本的には民間の中で担っていただける体制が取れるのであればそういう形がこの情勢では望ましいのかなと思っております。これは情勢の変化もありますから、この先必ず絶対そうかという難しい問題があろうかと思っておりますけれども、いろんな町民の皆さんの声や歯科衛生等を進める上でその状況もよく見ながらいろいろ考えていきたいと思っております。

それから2点目の解体後の取扱いでありますけれども、川染議員がおっしゃるようにこの条例を廃止することによって財産についても普通財産に区分を変更するということにな

ろうかと思います。その後の関係ですけれども、もちろん大きな通りに面している場所でもありますので、今のところ具体的にこれこれこうという取扱いをというのはまだ詳しく検討はしておりませんので、景観上も含めて非常に重要な場所だと思っておりまして、この跡地の利活用についてはしっかり内部で検討をしてきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

7番、川染洋議員。

○7番（川染洋）

おおよそそういうことかなと考えていました。

もちろん町政に携わる執行者と私とでは中身というかベクトルがかなり違うところがありますから、あつて当たり前だと思いますけれども、ここで確認させていただきましてのは、現在にあつてはその民間の歯科医院1軒で間に合っていると判断している。しかしそのうち情勢が変わってきてまだ必要な場合もあるだろう。そのときはまた考えていきたいということなのかなと私は理解をしたところであります。そのような仕方がないことだというふうに思っております。

それともう1つ、何に使うかという考え方はないということですが、それもそうかもしれせん。

ただ先ほどもちょっと話をしました。くどくはなりますけれども、普通財産になったときの売り払い、交換もありますし収取もある。いろいろやれることが増えていくということでもありますけれども、一応やはり議会にも相談をするということだけはしておいてほしい。議決をしてないにしても、あの辺ですから1千万円以上する土地はないでしょうから。でもあまり恣意的に何かしたということにならないようにしてほしいなど、そういうふう

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

歯科医院の関係についてはなかなか表現が難しい面もあつてちょっとはっきりしないお答えになったかもしれませんが、そういう理解、現状として間に合っている間に合っていないというのは非常に難しい面もあるかと思うのですけれども、最低限1軒以上ないと町民の皆様にご不便をかけるということでもあります。

1軒で十分かと言われるとまたそれも難しい面はありますけれども、前にもお話をさせ

ていただいたことがあるかもしれませんが、鹿追の人口規模であればあってもいいのではないかという一般的な見方もあるようです。それはいろいろあると思いますので、状況を見ながら必要な対応はしていかなければならないと思っております。

財産処分の関係についてはもちろん議決が必要なものはしっかり示されております。1千万円以上とかそういう区分はあります。ただ議員がおっしゃるように非常に場所的な面から言っても非常に重要な物件だと思っておりますので、私たちもその利用方法についてはしっかりいろんな情報提供をさせていただく場面ももちろんありますので、その辺を踏まえてお話はしっかりさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程15 議案第92号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（吉田稔）

日程15、議案第92号、令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第92号は、令和2年度一般会計補正予算（第9号）となるものです。

令和2年度一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1億8324万2千円を追加しまして、総額を88億5420万1千円とするものであります。

第2条は継続費の補正変更について、第3条は債務負担行為について、第4条は地方債の補正変更についてであります。

補正予算の内容につきまして歳出、29ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の報酬で350万円、委託料で70万円のそれぞれ追加、企画振興費の負担金で地方バス路線維持対策補助金4路線分で1569万7千円の追加、職員厚生費、需用費、修繕料で職員住宅修理で6万円の追加、公害防災費の役務費で8万8千円の追加、財政管理費の需用費、消耗品、印刷製本費合計で68万7千円の減額、ライディングパーク費、報償費で7万円の減額、ジオパーク事業費、需用費、修繕料で16万5千円の追加、新型コロナ緊急経済対策事業費の報酬で54万4千円、職員手当等で179万8千円、共済費で10万3千円、需用費、消耗品費で4万4千円、役務費で合計13万7千円、委託料で5万円、使用料で14万6千円のそれぞれ減額、備品購入費で74万9千円の追加、負担金で新型コロナウイルス感染症対策環境整備補助金で100万円の減額、鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給金で690万8千円の追加、積立金で基金に積立てを行う特別利子等補給事業基金積立金で1040万円の追加、徴税费、賦課徴収費の償還金で35万円の追加、項目、戸籍住民登録費の償還金で2万1千円の追加。

民生費、社会福祉費、心身障がい者特別対策費の旅費で6万2千円の減額、北海道医療給付事業費の扶助費で250万円の減額、老人福祉費の敬寿会開催経費で報償費から需用費、消耗品費合計で28万円の減額、使用料で5万円の追加。在宅福祉費の繰出金で介護保険特別会計へ425万1千円の追加、後期高齢者医療費の負担金で療養給付費1039万3千円、繰出金で後期高齢者医療特別会計で93万2千円のそれぞれ減額、児童福祉費、児童措置費の旅費で11万9千円、負担金で7千円のそれぞれ減額、こども園費の報酬で127万2千円、旅費で3万3千円のそれぞれ減額、委託料で85万8千円の追加、負担金で合計1万円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で鹿追歯科医院解体のため役務費で40万円、工事請負費で554万円、負担金で帯広厚生病院運営費補助金外合計で322万円のそれぞれ追加、保健指導費の負担金で27万6千円の減額、トリムセンター費の需用費、修繕料で70万円の追加、環境衛生費の工事請負費で93万5千円の減額。

農林費、農業費、農業開発研究費の需用費、修繕料で冷蔵ユニット交換で160万円の追加、農業用水事業費の給料で18万2千円、職員手当等で5万9千円、共済費で合計20万3千円のそれぞれ減額、需用費、光熱水費で190万円の追加、繰出金で簡易水道特別会計へ207万9千円の減額。

款項、商工費、商工業振興費、負担金で鹿追町マンゴープロジェクトコンソーシアムへ32万円の追加、魚族資源保護対策費の報償費で6万円、需用費、飼料費で32万円のそれぞれ追加。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で30万円の追加、道路新設改良費の旅費で11万1千円の減額、需用費、消耗品費で15万3千円の追加、委託料で49万2千円、工事請負費で合計1549万円、原材料費で19万2千円のそれぞれ減額、公有財産購入費で1万円の追加、項目、河川費の旅費で16万5千円、委託料で164万3千円、工事請負費で45万円のそれぞれ減額。

教育費、教育総務費、教育振興費の委託料で52万3千円、負担金で合計96万2千円のそれぞれ減額、共同調理場費の報酬で合計135万8千円、職員手当等で90万円、旅費で合計3万3千円のそれぞれ減額、需用費、修繕料で153万円の追加、自然体験留学事業費の報酬で55万円の追加、職員手当等で48万円の減額、需用費、燃料費で25万円の追加、委託料で56万円の減額、小学校費、学校管理費の需用費、修繕料で笹川小学校配電盤修理で200万円の追加、中学校費、学校管理費の備品購入費で指導用教科書購入で422万2千円の追加、社会教育費、図書館費の報酬で39万1千円、職員手当等で5万9千円のそれぞれ追加、神田日勝記念美術館費、保健体育費、体育振興費は、財源内訳の補正であります。

諸支出金、項目、基金費の積立金で合計1億6320万円の追加であります。

次に歳入、25ページより説明いたします。

使用料及び手数料、使用料、総務使用料の総務管理使用料で90万円の減額、教育使用料、社会教育使用料で116万5千円、保健体育使用料で50万円のそれぞれ減額。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の児童福祉費負担金で48万7千円の追加、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務管理費補助金で合計1345万4千円の追加、衛生費国

庫補助金の保健衛生費補助金で 600 万円の追加、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で合計 1037 万 8 千円の減額、教育費国庫補助金の小学校費補助金で 92 万 9 千円、中学校費補助金で 128 万 4 千円のそれぞれ追加、委託金、土木費委託金、河川費委託金で 297 万 4 千円の減額。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で 20 万 2 千円の減額、児童福祉費負担金で 18 万 5 千円の追加、道補助金、総務費道補助金の総務管理費補助金で 74 万円の追加。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入の物品売払収入で 49 万 2 千円の減額。

款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で町内泉町の箱崎正彦様よりまちづくりのためとして 20 万円の追加、民生費寄附金、社会福祉費寄附金で町内の匿名の方から地域福祉のためとして 100 万円の御寄附がありましたので 99 万 9 千円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 1 億 6707 万 5 千円の追加。

款項、町債、総務債の総務管理債で 800 万円の追加、土木債の道路橋りょう債で 50 万円の追加であります。

次に、第 2 表の継続費の補正変更について御説明いたします。20 ページとなります。

事業名は、然別演習場障害防止対策事業（場内砂防工）で総額を 1540 万 3 千円減額しまして、1 億 8160 万 7 千円とし、年割額の令和 2 年度 3465 万円、令和 3 年度を 1 億 4695 万 7 千円にそれぞれ改めるものであります。

次に、第 3 表、債務負担行為について御説明いたします。

事項は、鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給で、期間は令和 3 年度から令和 15 年度までとし、限度額を 1669 万 1 千円以内とするもので、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により状況悪化のため資金繰りのため借り入れにより発生する利子及び補償料を補償するものであります。

次に、第 4 表の地方債の補正変更につきましては、起債の目的は、過疎対策事業で限度額に 850 万円を追加しまして、補正後の限度額を、4 億 1580 万円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、一般会計補正予算（第 9 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

議案第 92 号については分割して質疑を行います。

はじめに款4、衛生費、33ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

ここで説明員の入れ替えを行います。

次に、款5、農林費、33ページから38ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程16 議案第93号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（吉田稔）

日程16、議案第93号、令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 93 号は、令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算にそれぞれ 6 万 1 千円を追加しまして総額を 7 億 9666 万 1 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、45 ページより御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費の委託料でシステム改修のため 6 万 1 千円の追加。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、項目、介護納付金分については、それぞれ財源内訳の補正であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 25 万円、後期高齢者支援金分現年課税分で 8 万 6 千円、介護納付金分現年課税分で 5 万円のそれぞれ減額。

国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金の災害臨時特例補助金で保険税減免措置分対応分といたしまして 22 万 9 千円追加、目節、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で 6 万 1 千円の追加。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で保険税減免措置分対応としまして 15 万 7 千円の追加であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 93 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 17 議案第 94 号 令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算  
(第 5 号) について

○議長（吉田稔）

日程 17、議案第 94 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 号）  
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 94 号は、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 号）となる  
ものです。

第 1 条、令和 2 年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところ  
によるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務予定量の補正であり、(5)  
建設改良事業、1 有形固定資産購入費「2065 万 6 千円」に 56 万 1 千円を追加して「2121  
万 7 千円」とするものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきまして  
は第 1 款、病院事業収益、第 2 項、医業外収益に 11 万円の追加で、補正後の額を 7 億 4149  
万 9 千円とするものであります。支出につきましては第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医  
業費用に 11 万円の追加で、補正後の額を「7 億 4149 万 9 千円」とするものであります。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、収入につきまして  
は第 1 款、資本的収入、第 3 項、補助金に 28 万円の追加で、補正後の額を「4804 万 7 千  
円」とするものであります。支出につきましては、第 1 款、資本支出、第 1 項、建設改良  
費に 56 万 1 千円の追加で、補正後の額を「6599 万円」とし、資本的収入が資本的支出額  
に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとし、不

足額 1766 万 2 千円に 28 万 1 千円を追加しまして、「1794 万 3 千円」とするものであります。

第 5 条は、予算第 7 条に定めます他会計からの補助金の補正であり 2 億 4470 万 2 千円に 11 万円を追加し、「2 億 4481 万 2 千円」とするものであります。

次に補正予算の内容につきましては、次ページの補正予算説明書により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入は病院事業収益、医業外収益、他会計補助金で 11 万円の追加であります。支出は、病院事業費用、医業費用、経費でシステム整備のため 11 万円の追加であります。

次に、資本的収入及び支出の収入は、資本的収入、補助金の補助金で 28 万円の追加です。支出は資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費でオンライン資格認証システム導入のため 56 万 1 千円の追加となるものであります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 94 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 95 号 令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）  
について

○議長（吉田稔）

日程 18、議案第 95 号、令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 95 号は、令和 2 年度簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 2 年度簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 12 万 2 千円を追加しまして、総額を 2 億 9210 万 4 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 56 ページより御説明申し上げます。

事業費、水道総務費、一般管理費の給料で 170 万 1 千円、職員手当等で 69 万 9 千円、共済費で 85 万 8 千円のそれぞれ減額。水道施設費、施設管理費の需用費、修繕料で 300 万円、委託料で 38 万円のそれぞれ追加であります。

次に歳入、前ページから御説明申し上げます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 207 万 9 千円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 220 万 1 千円の追加であります。

以上、簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 95 号を採決します。この採決は挙手によって行います。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 19 議案第 96 号 令和 2 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）  
について

○議長（吉田稔）

日程 19、議案第 96 号、令和 2 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について  
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 96 号は、令和 2 年度下水道特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 2 年度下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 410 万円を追加しまして、総額を 2 億 3096 万 4 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、63 ページより御説明いたします。

管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の工事請負費で公共柵新設工事で 190 万円の追加。

款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の需用費、修繕料でブロアー等交換修理で 220 万円の追加であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 410 万円の追加であります。

以上、下水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程20 議案第97号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（吉田稔）

日程20、議案第97号、令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第97号は、令和2年度介護保険特別会計補正予算（第4号）となるものです。

令和2年度介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ3933万1千円を追加しまして、総額を5億5021万3千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、72ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の負担金でシステム改修のため56万1千円の追加。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費は財源内訳の補正であります。施設介護サービス給付費の負担金で1510万7千円の追加、地域密着型サービス給付費

の負担金で 853 万 2 千円の追加、項目、高額介護サービス等費の負担金で 233 万 4 千円の追加、項目、特定入所者介護サービス等費の負担金で 554 万 4 千円の追加。

地域支援事業費、項目、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金で 24 万 4 千円の追加、項目、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、生活支援体制整備事業費は、それぞれ財源内訳の補正であります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、第 1 号被保険者保険料還付金の償還金で 3 万 1 千円の追加、償還金の償還金で過年度分返還金 697 万 8 千円の追加であります。

次に歳入、69 ページより御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 925 万 1 千円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で 533 万 7 千円の追加、国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で 189 万 1 千円の追加、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で 6 万 1 千円の追加、保険者機能強化推進交付金、保険者機能強化推進交付金で 43 万 1 千円の追加、介護保険保険者努力支援交付金の介護保険保険者努力支援交付金で 72 万 8 千円の追加、介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金で 28 万円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で 490 万 6 千円の追加、道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で 3 万 1 千円の追加。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で 851 万円、過年度分で 225 万 3 千円のそれぞれ追加、地域支援事業交付金の現年度分で 6 万 6 千円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で 393 万 9 千円の追加、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で 3 万 1 千円の追加、その他一般会計繰入金の事務費繰入金で 28 万 1 千円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 133 万 5 千円の追加であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第97号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 21 議案第 98 号 令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号) について

○議長（吉田稔）

日程 21、議案第 98 号、令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 98 号は、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)となるものです。

令和 2 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによると  
いたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 91 万 6 千円  
を減額しまして、総額を 8955 万 6 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、80 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の負担金でシステム改修のため 8 万 3 千円の追加。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で 99 万 9 千円の減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で 26 万 9 千円、その他一  
般会計繰入金で 66 万 3 千円のそれぞれ減額。

国庫支出金、国庫補助金、目節、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で 1 万 6 千円の  
追加であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程22 議案第99号 鹿迫町道路線の廃止について

日程23 議案第100号 鹿迫町道路線の認定について

○議長（吉田稔）

日程22、議案第99号、鹿迫町道路線の廃止について。

日程23、議案第100号、鹿迫町道路線の認定について。

以上2件については関連がありますので議事進行上、一括して提案理由の説明、質疑、討論を行い、議件ごとに採決をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

以上2件について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 99 号、鹿追町道路線の廃止について。

議案第 100 号、鹿追町道路線の認定について。

関連がありますので一括して説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

鹿追町が整備を行なった自営線ネットワーク等を利用した再生可能エネルギー造成工事の施工に伴いまして一部路線の通行ができない状況となりましたので、既存路線を一旦廃止し、改めて路線を認定するものであります。

はじめに議案第 99 号、鹿追町道路線の廃止について御説明いたします。

次のとおり鹿追町道路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、整理番号 1099 の路線名、南町 2 丁目通りで、起点を南町 2 丁目 27 番地、終点を南町 2 丁目 32 番地とする総延長 262.8 メートルについて一旦路線全体を廃止したいとするものであります。

次に議案第 100 号、鹿追町道路線の認定についてであります。

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、先ほど廃止しました路線を改めまして、整理番号 1099 の路線名、南町 2 丁目通りとし、起点を南町 2 丁目 21 番地先、終点を南町 2 丁目 59 番地先とする総延長 143 メートルを町道として認定したいとするものであります。なお重要な経過地につきましては南町地内であります。

以上、鹿追町道路線の廃止及び認定について一括説明させていただきました。

御審議の上、議決を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 99 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 100 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程 24 議案第 101 号 鹿追町道路線の認定について

○議長（吉田稔）

日程24、議案第101号、鹿追町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 101 号、鹿追町道路線の認定についてを御説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

笹川分譲地内における住宅建設に伴い本路線を整備いたしましたので路線の認定を行いたいとするものであります。

内容について御説明いたします。

次のとおり鹿追町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、整理番号 3127 の路線名、笹川北 8 線南通りで、起点及び終点を笹川北 8 線 10 番地先とする総延長 52.1 メートルについて町道として認定したいとするものであります。なお重要な経過通路につきましては、笹川地内であります。

以上、鹿追町道路線の認定について説明させていただきました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 101 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程 25 議案第 102 号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

○議長（吉田稔）

日程25、議案第102号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 102 号は、十勝圏複合事務組合規約の変更についてであります。

提案理由を申し上げます。

十勝圏複合事務組合で共同処理をしておりますごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務について令和 3 年 4 月 1 日から鹿追町及び新得町を加えるため規約の一部を変更しようとするものであります。

変更内容について御説明いたします。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、十勝圏複合事務組合理約を次のとおり変更するといたしまして、第 3 条は組合の共同処理する事務の規定であり、表（6）に「鹿追町、新得町」を加えるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、十勝圏複合事務組合理約の変更についてを説明させていただきました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 102 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 12 時 05 分

# 令和2年第4回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第2号

日時 令和2年12月16日(水曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

2番 山口 優子 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

## 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員(11名)

1番 清水 浩徳議員      2番 山口 優子議員      3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員      5番 加納 茂議員      6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員      8番 狩野 正雄議員      9番 埴渕 賢治議員

10番 安藤 幹夫議員      11番 吉田 稔議員

## 4 欠席議員(なし)

## 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜井 知己

教育委員会教育長 大井 和行

## 6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長 渡辺 雅人

企画財政課長 草野 礼行

町 民 課 長 平 山 宏 照  
農 業 振 興 課 長 檜 山 敏 行  
建 設 水 道 課 長 大 上 朋 亮

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの  
学 校 教 育 課 長 宇 井 直 樹

8 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳  
書 記 高 瀬 俊 一

令和2年12月16日（水曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから会議を開きます。

本日の会議は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対策を引き続き行いたいと思います。説明員におかれましても最小限の出席による会議といたします。

鹿追町議会傍聴規則第5条において、傍聴人は議場に入ることはできないとしておりますが、本日は議長が許可するものであります。

---

日程1

一般質問

○議長（吉田稔）

日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

標題は、水資源の環境保全についてであります。

要旨を述べます。

先ごろ近隣町において、農家の井戸水から環境基準を超える亜硝酸態窒素が検出されたとの報道を目にしました。

本町も近隣町同様、酪農畜産、畑作を産業基盤とする農村地域にあります。

もとより水は人も家畜も植物にとっても命に係わる大切な資源です。また、消費者からは安心安全な農産物の地域ブランドとして高い評価がされています。安心安全な食料の生産基地として発展させていくためにも、環境基準に沿った水質や土壌の保全管理をしていくことが求められていると考えます。

- 1、町内で井戸水を飲用としている家庭や事業所は何戸あるのか。
- 2、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素は環境基準を超えるとどのような影響を及ぼすのか。
- 3、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素について全町的な井戸水の水質検査の必要性は。
- 4、町の簡易水道は地下200メートルの深さの地下水を水源としています。水質に変化はないか。水質の管理や検査はどのように行なっているか。

以上。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは「水資源の環境保全について」と題して、4点御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

先般、近隣町の農家の井戸水から基準値を超える亜硝酸態窒素が検出されたとの報道がなされ、当該自治体においては詳細な実態の把握と対応が進められており、本町でも兼ねてから人と自然が共生する、持続性のある循環型社会の構築に取り組んでおり、このたびの事例については強い関心を持って注視しているところであります。

さて、1点目の「町内で井戸水を飲用としている家庭や事業所の数」についてお答えいたします。

個人あるいは事業所等が設置する飲用井戸につきましては、法的な規制はありませんが、北海道において「北海道飲用井戸等衛生対策要領」を策定しており、その要領に基づいて運用が図られているところであります。

飲用井戸に関しては、行政機関に対する設置の届出義務がないことから、正確な設置戸数の把握は難しい状況ではありますけれども、毎年、年度末の3月31日現在の住民基本台帳を基に「鹿追町給水人口・世帯数調書」を作成しており、この調査において未給水となっている世帯を飲用井戸利用者と考え、その数は市街地区で40世帯75人、その他の地区で48世帯116人、合計で88世帯191人と推計しているところであります。

なお、事業所につきましては、飲食店などは保健所への届出義務があるものの、現状においては町において把握していないというのが実態であります。

2点目の「硝酸態窒素・亜硝酸態窒素は環境基準を超えた場合どのような影響を及ぼすのか」、これについてお答えいたします。

環境省などの資料によりますと、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、土壌、水、植物中のあらゆる場所に存在し、飲み水に含まれても無味、無臭、無色透明であり、気付くことはありません。また、水に溶けやすく土壌に保持されにくいため、地下水や河川水に溶け出しやすい性質をもっており、地下水や河川水に含まれる硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が湖沼の富栄養化の問題を起こす場合があるとされています。富栄養化というのは、栄養に富むことですけれども、栄養が通常の状態により増え過ぎてしまうということで、水質汚濁、プランクトンの異常繁殖等により生態系が崩れる。あるいは水質汚濁などが起きるということであります。

また、飲用水などに含まれた硝酸態窒素を飲用すると、特に乳幼児は胃酸の分泌が少ないこともあって、このことによって「亜硝酸態窒素」に変化し、赤血球のヘモグロビンと結合し、「メトヘモグロビン」に変化するということでもあります。このメトヘモグロビンは、酸素と結合することができないので酸素を全身に運ぶことができなくなって、酸欠状態となり、「チアノーゼ症状」を引き起こす恐れがあるということで、このことから特に乳幼児については注意が必要とされております。ただし胃酸のpHが2～3の大人ではほとんど起こらないということでもありますけれども、国内においてこの症状、病気については現在のところ報告されていないということでもあります。

なお、農作物は吸収した硝酸態窒素からたんぱく質やアミノ酸を生成するので、健康に影響がないと言われております。

次に3点目の「硝酸態窒素・亜硝酸態窒素について全町的な井戸水の水質検査の必要性」、これについてお答えいたします。

北海道内の地下水の水質については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、平成17年度からの5か年計画により、全市町村で調査が行われており、その後、平成24年度から7か年計画、この調査により行われております。

鹿追町では、平成18年度と平成25年度に調査が実施されております。

この調査井戸につきましては、鹿追市街を中心とする調査井戸1か所と代替井戸2か所の計3か所を選出し、そのうち1か所において検査が行われております。

平成18年度は幌内地区、平成25年度は東町1丁目において検査が実施され、いずれも硝酸態窒素、亜硝酸態窒素を含む全ての調査項目において基準値を下回る結果となっております。

直近では、令和2年6月に北海道による調査が東町1丁目で行われており、検査結果は基準値以下であり、また、大きな変動も見られておりません。

これまでの検査結果に基づくと、全町的な井戸水の水質調査の必要性は低いと考えておりますが、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、個人飲用井戸については、これは利用者による管理ということでございます。一般水質検査においては「1年以内ごとに1回行うことが望ましい」とされていることもありまして、現在地下水を利用されている方で検査を望まれる方には、検査機関等の紹介やあるいは可能な場合は上水道への転換などの相談に応じるよう担当者に指示しているところであります。

それから4点目の「町の簡易水道の水質に変化はないか。あるいは水質の管理や検査は

どのように行なっているか」についてお答えいたします。

本町の簡易水道施設において地下水を水源としている地区は、高台地区と市街地区の2地区であり、高台地区につきましては深さ200メートルの井戸2か所により、また市街地区につきましては深さ30メートルの井戸3か所によりそれぞれ取水をしております。

水質検査につきましては、水道法第20条及び水道法施行規則第15条に規定されておりました、この内容を踏まえ水道事業者は「水質検査計画」を策定し検査を実施することとされております。

近年の水質検査結果の傾向を見ましても大きな変動はなく安定した水質で推移しており、議員御指摘の「亜硝酸態窒素」、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」につきましても、これも当然検査項目でありまして、これらを含めて全ての項目で水道水の水質基準を満たす結果となっております。

今後とも適正な維持管理により「安全で安心な水」の供給に努めてまいりたいと考えております。

町民の暮らしに直接係わる生活環境の保持については、町にとって重要な責務であると認識しており、今後も引き続き水質の保全等に取り組んでまいりますので御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

再質問させていただきますが、井戸水の使用世帯が88世帯、191人ということでございますが、こういった家庭につきまして望ましいのは1年に1回水質検査をするということですが、各個人が水質検査を希望したとき費用がいくらかかるのか分かりますか。

○議長（吉田稔）

答弁、大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

狩野議員の費用についてお答えいたしますが、現在御指摘の硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の費用につきましては、帯広市のコンサルタントのほうで実施可能でありまして4,500円ほど費用が掛かるということで確認をしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

4,500円ということですがけれども、そういうケースで何年かに1回、希望する人には例えば補助金を出してあげるとか、水質がちょっと心配の方には浄水器を斡旋してあげるとか、そういうことはできるのでしょうか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

検査費用、また浄水器というような御質問でございました。

保健所の要領によりますと、飲用井戸等の汚染を発見したとき、また、恐れがあるとき鹿追町はこの汚染の発見はなかったと先ほど町長が答弁いたしましたけれども、もしあったとき、水道の給水区域内においては基本的に水道水に切り替えていただく。水道の給水区域外においては汚染されていない水源へ切り替え、または汚染原因を除去する措置を講じて飲用に供すること、この部分でもし、浄水器の分も入っているのかなと思っているのですがけれども、現在の時点では汚染は発見されていないということです。

浄水器の必要性につきましても、今のところは発見されていないというところの部分でしか情報はありません。北海道と引き続き協力して今後も水質の検査、状況の把握を続けまして今後どうすればいいか、どうあるべきかを含めて、近隣町村の例も含めて検討していきたいと思っております。

検査費用についても必要性、助成の必要があるかも含めて検討させていただきます。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

町民の健康に係わることでありますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと4番になりますけれども、簡易水道の200メートルの地下水、これを利用しているのが2か所、主に高台地区です。この鹿追市街地区につきましては深さ30メートルということですが、これが今、30メートルで問題ないということですが、将

来にわたりそういうことですがけれども、今後、簡易水道の施設の更新、それから深井戸への切り替えがどうしても必要とする事態があるかもしれません。そういうことを想定した事業費の積み増しとかはしてられるのでしょうか。

○議長（吉田稔）

大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

簡易水道施設の今後のという内容のお話になるかと思いますが、現在市街地区の水源が30メートルということですが、現行、水質等に問題がなく運用を図れている状況でありますので、早急な対応が必要とは現時点では考えていないのが現状であります。

しかし、施設全体の経過年数を見ますと昭和48年に認可を取って以来、47～48年経過している状況でありますので、井戸も踏まえた今後改修も必要でしょうし、施設全体の回収も今後は必要になってくると考えられておりますが、それに伴いまして費用が掛かった場合に使用料に反映するかというのは、その時点で慎重に検討し判断させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

最後になりますが安全でおいしい水が安定的に供給される簡易水道を願うわけですが、簡易水道事業の経営状況から見て、今後料金改定をしなければいけないか、安くなるのか、そういう見通しについて町長に伺います。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

先ほどのいろいろ施設、当然年数も相当経過していますし、もちろん一番大切なのは水質の問題だと思っています。

先ほど課長が答弁したとおり、その辺はしっかりと状況を見ながら、水道も非常に事業費が大きくかかる問題ですので、しっかり財政状況も見ながら慎重に考えていかなければならないと思っています。

今、御質問の水道料金の関係ですが、一般的な話をしますと、鹿追町の上下水道

の料金については、管内的で比較しても現状でも安いほうから数えたほうが早い状況であります。ただ今言ったような今後の施設更新ですとかいろいろな面を考えると、今の水道料金が適正なのか、これも含めて今も町のほうから一般財源を入れて会計を運営しているということもございますので、そういった将来見通しも含めてしっかりとこれについては今行財政改革、内部から検討しているということもございますので、来年度以降この辺についてもしっかりと有識者や町民の意見を聞きながら検討していく課題だと思っております。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

男女共同参画社会の推進を。

御答弁は町長にお願いいたします。

社会のあらゆる分野において、男性も女性もその個性と能力を十分に発揮し、共に働き、共に活動する男女共同参画社会の推進は、豊かで活力ある暮らしやすい地域社会づくりを実現するための重要な課題です。

しかしながら、政策や意思決定の場において女性の参画は依然として少なく、女性の声が十分に反映されているとは言い難い状況にあります。日本のジェンダーギャップ指数(男女格差指数)は世界153か国中第121位と、先進国の中で最下位です。

家庭・職場・地域などで男女の役割を決めつけるような考え方や制度、習慣が残されている場合もあり、それらが男女共同参画社会の実現を妨げていることも否めません。

2015年に策定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」の施行に伴い、鹿追町では2016（平成28）年4月から2021（令和3）年3月までの5年間を計画期間とする「鹿追町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を定めています。

この計画では、「管理的地位にある職員に占める割合を30%にする、制度が利用できる男性職員の配偶者出産休暇取得率、育児参加のための休暇取得率を100%にする」という目標を掲げています。

この5年計画の目標達成状況について、どのように考察されますか。

また、目標達成のためには、今後どのような具体的な取組をお考えですか。

男女共同参画社会の推進において、行政の果たすべき役割と責任はとて大きいと思います。管理職、行政委員などへ女性を積極的に登用し、町が実施する全ての事業に男女共同参画の視点を取り入れること、また、鹿追町男女共同参画社会推進条例の制定について、町としてどのようにお考えですか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは、「男女共同参画社会の推進について」と題して、大きく2点の御質問をいただきましたので、順次お答を申し上げます。

男女共同参画につきましては、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」の制定及び「男女雇用機会均等法」の改正、2015（平成27）年には「女性活躍推進法」の制定など、各種法制度の整備により、男女の人権を尊重する社会や女性が働きやすい社会づくりに向けた取組が進められ、本町においても国等の施策の動向を踏まえながら、男女共同参画社会実現に向けたまちづくりを進めてきたところであります。

さて、1点目の「女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の目標達成状況の考察、それから今後の具体的な取組」についてお答えをいたします。

鹿追町における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画については、2015（平成27）年の「女性職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に伴い、2020（令和2）年度までの5年間を計画期間といたしまして、2016（平成28）年5月に策定をしたところであります。

最終年である今（令和2）年度を目標時期としており、目標項目・数値目標については、議員のおっしゃられたとおりであります。

目標項目の一つである「管理的地位にある女性役割」については、本年度の数値目標を30%と設定しており、目標設定時においては14%でありましたが、昨年度では8%、今年度で11%となっております。

目標には達していないものの、女性係長職の割合については、2015（平成27）年度で20%、昨年度では39%、本年度で若干下がりましたが38%ということで上昇してきており、将来に向けて段階を踏んでいる状況にあると考えております。

当然ではありますが、今後についても職員採用において性別に関わりなく能力や適正を

評価し、優秀な人材の確保を図っていきたいと考えております。

また、適材適所の人員配置及び職員研修の充実に努め、意欲と能力のある女性職員の登用を推進していきたいと考えております。

次に「男性職員の配偶者出産休暇取得率」については、配偶者の出産時の立会いや入院の付き添いなどのための特別休暇であり、昨年度で100%の取得となっております。また、「男性職員の育児参加のための休暇取得率」については、配偶者の出産予定日の前後8週間に取得できる特別休暇ではありますが、取得事例がなく、休暇が必要な職員については年次有給休暇を取得し対応している状況にあります。

今後は出産を控える、または出産を迎えた全ての男女職員に対し、休暇制度の活用促進・助言を行い取得率の向上に努め、職員の育児参加を促進していきたいと考えております。

男性・女性職員共に仕事以外の時間において、育児や介護を担うなど時間的にも制約のある職員が増加していくことが見込まれる中、現在取り組んでいる行財政改革における業務改善及び業務の効率化を進めると共に、柔軟な働き方として多様な勤務体制などの研究も行い、男性・女性職員共に働きやすい職場づくりに努めていきたいと考えております。

次に2点目の「行政委員などへの女性の積極的登用、それから町が実施する全ての事業に男女共同参画の視点を取り入れる、あるいは鹿追町男女共同参画社会推進条例の制定」についてどう考えているかについてお答えをいたします。

男女共同参画の推進方策につきましては、第7期鹿追町総合計画の施策の具体的内容の中で「町民への理解促進のための広報や学習機会の提供」「各種審議会委員や各種団体役員などへの女性の登用、参画促進」としており、今年度につきましても講演会については延期となりましたが、町民ホールや図書館においてパネル展示や女性共同参画に関する本の展示などを行い啓発に努めているところであります。

また、行政委員などへの女性の積極的登用についてであります。内閣府が毎年度実施をしている「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況調査」で、地方自治法に定める付属機関である審議会等の鹿追町における過去5年間の女性登用率は2015（平成27）年度が31.2%、2016（平成28）年度が33.3%、2017（平成29）年度が34.5%、2018（平成30）年度が35.4%、昨年度につきましても32.8%と若干低下はしておりますけれども、道内179市町村の中でも全道では6番目、管内ではトップの水準となっております。

今後においても、個々の審議会等の特性もございしますが、引き続き女性登用について推

進を図ってまいります。

また、町が実施する全ての事業への男女共同参画の視点については、男女はもちろんのこと、老若男女全ての町民が事業に参加できるよう努めてまいります。

次に条例の制定についてであります。昨年4月1日現在における道内の条例制定状況は、179市町村のうち20市町村にとどまっている状況ですが、「男女共同参画社会基本法」や「女性活躍推進法」に示す基本理念、国連が掲げるSDGsを推進する観点からも、引き続き制定について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

先ほどの地震について報告をいたします。

鹿追においては震度1であります。それと併せて釧路沖60キロメートルの地点でマグニチュード5.0、最大震度は3でありました。

以上で報告を終わります。

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。

今日は鹿追高校の生徒さんたちが来てくれています。

生徒さんたちの中には女の子も来てくれていますけれども、生徒さんの中にはこの本会議場はなぜ男の人ばかりなのだろう、なぜ女の方は1人だけしかいないのだろうというような違和感を持っている人もいないかと思えます。

その違和感は今も昔もずっと私が持っている違和感と同じです。私は男女共同参画社会の推進というのは、鹿追町の活性化のために欠かせないことだと思っています。

鹿追町のまちづくり、活性化のために男性ばかりでまちづくりをするよりも、女性も男性も共にまちづくりをするほうが、より町が活性化すること、これは当然のことだと思えます。

鹿追町の第7期総合計画、町の最上位の計画ですけれども目指す方向が5つ、そしてそれぞれに小項目があり、福祉・子育て・教育・農業・商工業・暮らし関係など、46の小項目があって、男女共同参画社会の推進はその46項目のうちの1つです。しかし私は男女共同参画推進というのは46項目の1項目というわけではなく、全ての項目において関わってくることだと思っています。

それぞれの項目が横軸だとすると、男女参画社会の推進はそれら全てを貫く縦軸のような政策課題であると思っています。

重要な課題であるにもかかわらず、なかなか遅々として進んでいきません。これは鹿追町だけに限ったことではなく、日本中ほとんどがそうです。それはどうしてなのかと考えましたけれども、男女共同参画社会の推進ということについて、政策課題としての優先度が低いとされているのではと思います。鹿追町にとっての重要な課題は、人口減少・少子高齢化対策・農業や商工業の振興・労働力の不足・観光振興などという、そういった課題のほうがより重要とされているのではないかと、そちらのほうの課題によりお金をかけていかなければならないとされているのではないかとと思います。

しかし、これらの課題について男女共同参画社会の視点を取り入れることで課題解決の道筋が見えてくると私は考えています。

まず農業振興と男女共同参画社会がどのように関わるのかということについて御説明いたします。

初めに結論を申し上げますと、女性の農業経営の関与が高ければ高いほど農業の収益が高いということ。女性の経営への関与の度合いと、農業収益の増加には相関関係があるということです。これは農林水産省の令和元年度食料・農業・農村白書のデータによるものです。

直近3年間の経常収益増加率は、女性が経営に関与している場合は55.2%の増加率で、関与していない場合の収益増加率は55.2%で、関与している場合の収益増加率は126.6%、71.4ポイントも差があります。

売上規模別で見ても、女性が経営に関与している割合は売上げ5千万円未満で45%、売上げ1億円以上で67%と、こちらも相関関係があります。つまり、鹿追町の重要な政策の一つである農業振興・収益の増加・規模拡大のためには女性が経営に参加することが必要不可欠ということです。

女性が経営に参加すると収益性が上がるという傾向は何も農業だけに限った話ではありません。商工業や観光業、あらゆる分野において同じです。

従来男性が中心であった企業の経営に女性を含む多様な人材を登用することで、収益性・生産性が上がるということがデータとしてはっきりと出ています。

これは鹿追町の役場においても同じです。鹿追町役場の効率・生産性向上のためには女性を管理職にしていかなければならないということです。

例えば他に町の抱える課題、人口減少・少子高齢化という課題を考えるとします。大変難しい課題です。1人で考えるよりも10人で考えるほうが良いし、男性ばかりのグループで考えるよりも男性と女性で半分ずついるグループで考えるほうが、よりよいアイデアが出やすいということは当然のこととして分かりやすいと思います。

そこで鹿追町役場ですが、2021（令和3）年3月までに女性課長を5人誕生させるという目標でした。現在一般行政職の女性管理職はゼロ人です。この指標は女性にとって働きやすい職場になっているかどうかという指標で、ホームページで全国に公開されています。女性にとって働きやすい場でないということは、男性にとっても働きやすい場ではないということです。

この指標を改善していくことのメリットとして、優秀な人材が集まりやすくなる、退職者が減る、働きやすい環境が整い事務の効率が上がるということがあります。

女性課長を30%にするという目標ですけれども、そのためには係長の女性も50%ぐらいを目標にしてほしいと思います。

それで大事なことは、保健師、看護師、保育士という専門職の管理職だけではなくて、特に一般行政職の方で管理職を出すということ。女性職員の計画的な育成についてどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

一例として農業分野の関係をはじめとするいろんなデータの御紹介をいただきました。

特に農業分野については年々女性、例えばJAの活動、いろんな場面で女性の出る場面というのが少しずつ増えていると思います。もちろん議員おっしゃるようにまだ十分ではないと思っておりますので、様々な農業に限らずいろんな分野で女性の関わり方というのはもっともっと増やす形になっていくのが必要と私も考えています。

特に役場の女性職員についてお話をいただきました。確かに特定事業主行動計画の中で女性管理職、課長の割合、人数ということも具体的に示されていたわけでありますけれども、男だから女だからということではなくて、組織の中でそれぞれの役割を担っていくのはそれぞれの一定の段階というか、経験がもちろん必要であります。

答弁の中で申し上げましたけれども、まずその経験となります係長職についてはできる

だけ増やしていったら、その経験を基に管理職という形が一番望ましいと思っています。

これについて女性職員はどうしても責任が重たい立場には就けないと考える職員もまだまだ多いという実態ですので、これは家庭におけるいろんな問題、御主人との問題とか、家庭内の協力の問題とかいろんなことがありますので、一概には言えませんが、いずれにしても事業所としての役場の中でいろんな休暇だとか育児参加というのをどんどん推進していくのと同時に、これも答弁の中で申し上げましたけれども、仕事の効率化や改善を進めて、できるだけ定時の中でしっかり業務が推進していくようにしないと、やはりこれは女性だけではないですが、家庭生活、ワークライフバランスとも言われますけれども、家庭生活と仕事の両立がしっかりと図られる職場でないと、女性だけではなくて男性でもなかなか大変ということになりますので、いろんな課題がたくさんありますけれども、すぐ課長5人ということは正直現実難しいとは思っておりますけれども、できるだけ能力のある人材を登用するというのももちろんですが、そこにできる限り女性の登用というのを今後も考えて進めていきたいと思っています。

今年行政改革を内部で検討した中でも、女性はもちろんですけども、若い職員の意見も聞いてこれからのいろんな政策に反映していくことも、今後ともしっかりと引き続きやっていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

休憩 10時49分

---

再開 11時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

山口優子議員、質問ありますか。

○2番（山口優子）

町長からはワークライフバランスであったり、家庭の事情を考えてそれぞれ適材適所に人員配置、また女性は責任の重たい仕事を敬遠しがちな傾向があるというようなお話だったかと思います。

行政の管理職において女性が少ないということがしばしば指摘されるのが女性には昇進意欲がない、昇進を希望しないという点です。昇進意欲がないとか、モチベーションが低いと言われれば、ともすれば女性個人の問題と捉えられがちなのですけども、それは女

性自身の問題というわけではなくて、働きにくさ、仕事の続けにくさなどを生み出している社会制度にあるということに注目してほしいと思います。

これは女性個人の意欲の問題ではなくて、社会構造の問題であるということです。

例えば身近にお手本となるような先輩がいない、ロールモデルがいないですとか、女性は自己評価が低い傾向があって、自分には能力や経験が足りないからといって管理職の声をかけられても辞退しがちである。町長もそういったことをおっしゃっていたかと思いますが、辞退の理由として最も多いのが家庭生活との両立に不安ということが理由の第一番として挙げられます。この理由は女性特有のものです。

これは歴史的に育児や介護や家事といったようなアンペイドワークを無償で女性に担わせてきたという経緯があって、それらの社会的・金銭的な評価が低いということも女性の社会的な活動や自己評価に対する自信の持ちにくさにつながっていると考えています。

現在、共働きの世帯は片働きの世帯の2倍います。これは国の制度ですけれども、所得税の配偶者控除、年金の第三号被保険者など、こういった女性が就業調整をしなければならぬような女性の意欲を抑制するような、そういった税制や社会保障の制度は、私は撤廃すべきだと思います。

女性たちに自信を持ってもらうために大事なことは、経験と研修だと思います。

リーダー研修や管理職の研修など男女問わず全ての職員に受けてもらうべきです。

鹿追町役場の管理職に女性が増えることによって業務が効率化されて生産性が上がればそれは町全体にとってのメリットになると思います。

ではそのために男性のリーダーたちは何をすべきか。町長1人が男性リーダーというわけではなくて、課長たち、議員たち、皆男性のリーダーです。リーダーとして目に見える発言・行動・結果を出してほしいと思います。人事だから町長だけの問題というわけではなくて、課長が自分の課の誰にどの仕事を振っていくか、これはその人の経験となって積み重なって、そして能力になってそれが自信につながっていくことだと思います。

経験させないことには能力も育たないですし自信もつきません。そうしないと昇進したいという意欲にもつながりません。今までと同じ取組をやっていて、今までと違う結果は出ません。違う結果を求めるのであれば今までとは違う取組をするべきだと思います。

男女共同参画社会の推進というのは国全体、社会全体、世界中で取り組む、そういうものだと思いますけれども、単位自治体である鹿追町役場というその行政の果たす役割はとても大きいと思います。

例えば町長が各団体にこのようにお願いをしてはいかがでしょうか。

行政区長・町内会長・班長・公民館長は男女交互になるようにしてくださいと依頼・要請する。町長と教育長が小中学校・高校のPTA会長は男女交互に選出してくださいと要請する。すぐにできると思います。

こういった地域活動のトップの経験、団体の長の経験を女性にもしていってもらったことが重要だと思います。こういう経験をしたことがある女性を増やしていかないことには女性議員も増えていかないと思います。

こういった団体の長の経験を積んでいってもらって、自信をつけていってもらいたいと思います。

さらに地域マネージャー制度という鹿追町のとても良い制度があります。地域マネージャー、つまり課長たちが地域に出て行って町の声や要望を聞くという制度、とても良い制度だと思っています。しかし現状はほとんど男性の課長が男性世帯主の意見を聞いているのが現状だと思います。地域マネージャーは必ずしも男性でなくても良いし、課長職でなくてもいいと思います。町長にはぜひ女性の職員を地域マネージャーとして出してほしい。そういう経験を積んでもらうこと大事だと思います。また地域の側にも出席する側に女性の出席を、これもお願いしてほしいと思います。

こういうこと全て町長が一言おっしゃれば実現できることだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

男女共同参画というかそういった意識作り、国全体については国も旗振りをしながらいろんな指数なども参考にしながら男女共同参画で法律だとか担当の大臣を置いたり一生懸命取り組んでいると思っています。

SDGsの観点についても全体的に誰一人も取り残さないというのが一番大きな理念ですから、国と国の間だけにとどまらず、国内・男女間あらゆる不平等を解消していくのが今言われているSDGsの大きな基本理念だと思っています。

例えば区長やPTA会長云々というのは、そういった方法はもしかしたらあるのかもしれませんが。

ただ強制的云々というのは、なかなかそう言っていたら進展しないという話になるのかも知れませんが、現状において難しい面もあるのかなと思っています。

P T Aの関係についてはだんだん女性のリーダーの人も出てきている傾向にあると思っています。例えば会長が男性でも副会長に女性が入ったりだとか、そういったことは過去からもやってきていますし、自主的にだんだん女性の方が多くなるというのが一番理想ですけれども、ただ私のこの立場でぜひというのはちょっと現状ではどうかという気もいたします。そういった考えも必要だということで、しっかり考えていきたいと思っています。

地域マネージャーの話も出ましたが、一定程度の立場の職員ということで地域に割り振りをしているのですけれども、訪問する時期が毎月の例会であれば1日と決まっていて、時間も夜間というのが通常です。先ほどの話にもあったとおり家庭生活とのバランスの問題もあって、男だから出て行ける、女性だから出て行けないということはないのですけれども、現状としては家庭生活との関係で難しい面もあると思っています。

先ほども言いましたが、第一段階として係長職でしっかり経験を積んでからというのが段階的に必要なのかなと思っています。

無理にということは難しいのですが、女性職員とそういう場面で話すこともありますので、いつまでもそういう考えでは進まないということも確かに一方はあるかもしれませんが、職員の働き方、それぞれ個人でも考えを持っていますので、コミュニケーションを取ってできる限り女性が活躍できる環境、役場の仕事・組織の中も含めてすぐできることとできないことがありますけれども、それを念頭に置いてできる限り取り組んでいきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

P T A会長のお話がありました。P T A会長は男性だけれども副会長は女性もいるという、私が申し上げているのはそれが良くないということを申し上げます。

P T A会長、トップを年度交代、交互に男性・女性というふうにしていかないといつまでもトップは男性、それを補佐する役は女性、こういったイメージが一向に払拭されません。

鹿追町の高校・中学・小学全てP T A会長は歴代ずっと男性です。

こども園・保育所は女性がやっていますけれども過去に一例もないです。

副会長ができるのであれば出席することの忙しさですとか、仕事の内容の制約について出ていけないということではないと思うので、これは町長の立場から強制力はないですけどもお願いします。なぜなら総合計画の中にも「家庭や職場、地域において男女共同参画社会が広がるように促進します」とあります。

ぜひ働きかけ、促進をしていただきたいと思います。もちろん役場の中で町長が人事権を持って係長職、女性を増やしていくという、そのことは重要ですけども、地域社会や他の事業所においても促進していく働きかけを行なっていくというのは鹿追町役場の仕事だと思います。

現在パネル展・広報で啓発をしているということですけども、正直進んでいる状況にあるとは思っていません。啓発が町の隅々まで行き渡っていないということで、もっと働きかけ、促進ということを町長だけではないですけども、役場職員が地域に対して働きかけをしていくことは大事だと思いますがいかがですか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

男女共同参画の視点について意識向上ということはもちろん必要なことですし、隅々まで行き渡るといのはどんなことがらでも難しいのかなと思います。

しかしこういったパネル展だとか講演会とか地道に実施をしていくのが非常に大切だと思っていますので、これらの取組は機会を増やしたり、周知の方法をもっと工夫したりということについては引き続きやっていかなければならないと思います。

先ほどから例に出ているPTA会長の話ですが、副会長をやっているから会長もやれるということでは多分ないと思います。よくあるのは会長をやってくれるのであれば副会長はいいよということは各団体で正直よくあるのです。会長をやるとなるとちょっと違う思いで臨まなければならないという場面が多いのかなと思っています。

そういった観点でいろんな場面で私なり町の立場でそういう組織、PTAに限らず女性の会長、トップへの就任についていろんな場面でお願ひするのは可能だと思いますので、できる限りそういった形で、ただ女性だから云々ということではなくて、男女同じ立場でがんばりましょうということは非常に重要だと思っていますので、そういった形でしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

再質問、山口優子議員。

○2番（山口優子）

しっかりと取り組んでいただくという基本的な考え方をおっしゃっていただきました。

もちろん地道な講演会・パネル展だとかそういうことを決して否定しているわけではなくて、ぜひ推進して行っていただきたいですし、回数も増やして行っていただきたいと思っています。

ただ目標を掲げました。鹿追町は特定主事業計画で。この目標ですけれども、一般行政職の数値になるとかなり悪くなっています、これは看護師ですとか保健師ですとか、そういった専門の管理職と、一般行政職という数値は分けて考えられています、道のデータでも管理職の在職状況、一般行政職のみというパターンと全体の女性管理職というパターン2つで分けられています。

女性が管理職になるとどうしても保健師、看護師、保育士みたいな方で園長先生とか統括保健師という形でなっている人が多くて、北海道全体でも女性管理職は12.9%ですけれども、これが一般行政職になると北海道全体で7.8%、この数値が鹿追町はゼロ%ということが出ていますので、これは役場内だけの話ではなくて鹿追町全体の雰囲気こういう数値に表れてしまうのかなと思います。

特定事業主の行動計画を立てましたけれども、この計画についても目標未達成ということで、達成に向けての段階にあるという話ですけれども、それを達成するための計画というのが必要かなと思います。

目標達成できるような行動計画というものが現在ないということです。それにしっかりとした行動計画を作る、また自らに合った目標値を設定するというのも大事かと思いません。

町長おっしゃるように、まず係長の女性を増やしていかないと課長も増えない。これは分かります。ですから自らに合った目標値を設定して、その計画の実施状況を検証してまた改革するというPDCAサイクルですね、そういうサイクルで検証できるような行動計画というのが必要だと思います。それを達成するためのロードマップ作りを行なっていただきたい。女性活躍の場をどんどん作っていくという、役場は見本になっていかなければならないと思いますので、ぜひ強化して取り組んでいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、地域マネージャーに女性職員に行ってもらおうとか、係長職を50%にするとか、行政区長・PTA会長を男女交互になるように町から依頼をして

みるとか、あと行政委員や審議委員の比率、これも50%に近づくように努力していただきたいと思います。

あとは農業ですとか商工業に対する働きかけもしていただきたい。農協に対しても2019（令和元）年6月に女性活躍推進法が改正されて、一般事業主でも101人以上の事業主は指標を公表しなければならないとなっていますので農協にも働きかけが必要だと思います。

住民に対する意識調査を行なっていただきまして、調査結果を反映していただきたいと思います。男女共同参画推進条例の制定をということを希望しましたがけれども、条例でなくても行動計画でも良いかと思いますので、まず目に見える形での計画を作っていただきたいと思いますし、条例にあるのとないのとで、計画があるのとないのとで職員の意識が違ふと町長も以前おっしゃっていましたので、これもぜひ検討していただきたいと思ひます。

最後に女性の消防団の設置についてお伺ひしたいと思ひます。

女性の消防団ですけれども、近隣の市町村、新得町・士幌町・清水町・上士幌町・音更町・芽室町・帯広市・幕別町など、ほとんどの町村に女性の消防団というのが設置されています。十勝19市町村中の13市町村に女性の消防団というのが設置されています。

先ほど地震もありましたけれども、災害時に男女共同参画社会の視点に沿った防災対策ですとか、避難所の運営というのが今後重要になってくるかと思ひます。

女性消防団の設置についてはどのようにお考えか町長にお伺ひします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

前段いろいろ御提案をいただきました。JAの話も出ていましたけれども、それぞれの組織の男女共同参画ということはそれぞれの部門で言われていると私も聞いています。具体的に組織・団体でどのように取り組んでいくかというのはそれぞれが検討はなされていると思ひていますが、いずれにしてもいろんな場面でそれぞれの組織の方とお話をするときに男女共同参画の観点の話も併せてさせていただく機会があるかと思ひていますので、そういうふうに取り組んでいきたいと思ひます。

最後にお話があった女性消防団員の件につきましては、本町の消防団、団長もそのことは気にされているようです。

私は今これをどうするというのは現状詳しく消防団とお話をしていないので申し上げられませんけれども、そういった観点でいろいろ考えている面もあると思いますので、それに伴う整理をしなければならない課題があると思っていますので、その辺も今後検討したいと思っています。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

ぜひよろしく申し上げます。

今鹿追町だけではないのですけれども、委員の担い手であったり、まちづくりに積極的に参加したいと思っている人たちが減ってきていまして、各団体も高齢化で後継者となるような団体の役員がいなくてとか、共通の悩みを抱えています。

女性にも私はそういった役員を積極的に引き受けていっていただかないといけないと思っています。まちづくりにボランティアという形で積極的に関わっていく人がたくさんいるということこそまちの活性化だと思います。

こういうふう若い人たちに言うと、役員からはもうやりたくないのだと男性も女性も言いがちなのですけれども、そういう役員をやりたくないとかまちづくりにあまり関わりたくないという人がどんどん増えて、町内会活動への参加率も減ってくる。こういうことが続いていくと結局は行政がやらないといけなくなってきまして、すると行政のコストが増えるということで、そうなる住民の負担が増えるということです。

ですから長い目で見るとやはり男性にも女性にもまちづくりに参加していってもらうことが、結局は自分に返ってくるということを考えていただければ有り難いと、町民の皆さんにはそういうことを考えていただければ有り難いと思います。

以上です。

○議長（吉田稔）

答弁はよろしいですか。

○2番（山口優子）

はい。

○議長（吉田稔）

これで山口優子議員の質問を終わります。

3番、畑久雄議員

○3番（畑久雄）

それでは一般質問をさせていただきます。

ただいま議長より了解を得ましたので発言させていただきます。

標題、交通安全運動について。

答弁を喜井町長に求めるものであります。

要旨、いよいよ12月、日中の気温も下がり、十勝北部にも積雪を見る頃となりました。

例年交通事故の多い時期となり、鹿追町交通安全協会でも様々な事故防止の運動を展開しているところであります。

高齢者事故防止、自転車走行ルール、シートベルト着用、スピードダウン、飲酒運転根絶、居眠り運転防止、デイ・ライト運動等7大対策があり、関係者は日夜推進に努力されており、感謝するところであります。

この時期、日暮れが早くなり見通しが悪くなります。事故一歩手前という経験もあろうかと考えられます。17年ほど前、デイ・ライト運動推進について提案をし、その後何年間協力をされておりましたが、最近ではその姿が少ない状況です。

無事故推進のためにも、車はもちろん、歩行者も常に安全第一に活動が求められます。そのためにも第一線の議会議員、行政関係者、商工業関係、農業関係者等、この時期を捉えて無事故無違反を強力に推進すべきと考えます。

以下2点についてお考えをお伺いいたします。

- 1、悲しい事故につながらないためにも、安全運動推進のため一歩前進のお考えは。
- 2、官民挙げてのデイ・ライト運動を推進しては、という2点であります。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

畑議員からは「交通安全運動について」と題して、2点御質問いただきましたので順次お答えいたします。

交通事故の防止は、社会が一丸となって取り組まなければならない重要な課題であり、本町でも新得警察署や鹿追町交通安全協会など関係団体と連携し、交通事故のない社会を目指し施策を実施しております。

令和2年度においては、北海道交通安全運動の重点項目である「子供と高齢者の安全確保」、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウン」、「シートベルトの全席着用」、「居眠り運動の

防止」、「自転車の安全利用」、「安全意識の向上」の7点に基づき、運動を推進しているところでもあります。

さて、1点目の「安全運動推進のため一歩前進の考え」ということについてお答えいたします。

北海道では、昭和46年の交通事故による死亡者数が889人で「交通戦争」と呼ばれていましたが、直近の令和元年では152人と6分の1ほどに減少しているものの、負傷者数は1万人を超えており、事故の発生を減少させなければ尊い命を守ることはできないと考えております。

また、事故の類型を調べると「人対車両」が最も多く、出会い頭や正面衝突による事故が重傷事故につながっており、時間帯は夕暮れから夜間に多く発生し、これらの分析データを基に、高齢者、障がい者、子供などの交通弱者の安全を確保し、車両を運転する場合には、基本的な一時停止などを確実に実行するなど、改めて交通ルールの徹底を図るよう取り組んでまいります。

交通事故のない社会のため、「人優先」の交通安全思想を基本として、悲惨な交通事故の根絶に向けて、広報紙やインターネットなどSNS等も活用し、交通安全運動をさらに一歩前進させたいと考えております。

2点目の「官民挙げてのデイ・ライト運動を推進」についてお答えいたします。

昼間からヘッドライトを点灯させる「デイ・ライト」は、「ドライバー自らの交通安全意識を高めることができる」ことに加え、「他のドライバーや歩行者に対して交通安全を呼びかけることができる」「ライト点灯車両の存在、位置を相手に認識してもらうことができる」など、交通事故の防止に効果があることが期待されており、北海道交通安全運動の重点項目の一つ「安全意識の向上」の中の施策として位置付けられています。

現在「デイ・ライト運動」は、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、北海道交通安全推進委員会、北海道交通安全協会の主催のもと、様々な関係団体や事業所など合同で推進されており、運動の趣旨に賛同する事業所は北海道警察本部のホームページで確認することができ、鹿追町からも50を超える事業所が参加しております。

2020（令和2）年4月以降に販売される新型車の乗用車には、薄暮れるとき「オートライト機能搭載」が義務化されるなど、1日で最も交通事故が多いとされる午後5時から午後7時までの時間帯の事故防止に期待がされており、ライト点灯による事故防止効果の認識や期待が高まっています。

特に北海道では、雨天時や曇りの日に加え降雪や吹雪のときなどにも「デイ・ライト」の効果が一層期待されることから、本町としても警察や関係団体と連携しながら、官民挙げて「デイ・ライト運動」、これを一層推進してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

このところの事故についてお話をさせていただきます。

新得警察署瓜幕駐在所の方の御協力を得ながらこの2019（令和元）年、そして2020（令和2）年の11月までに起こした町内の事故数を見ますと、全体の事故としては減少しておりますけれども、例えば追突事故、それから追い越し、駐車場の事故件数が今年は昨年より増加してるとのことです。

人身事故は年間5件ほどありますけれども、今のところ減少ではありません。

少ない数でありますけれども町民の生命、財産を守る意味からもどなたも最善の策を講じ、一層安全運転運動を盛り上げるべきと考えます。

デイ・ライト運動でも先ほど説明ありました。運転者あるいは歩行者ともに危険を強い、あるいは見ることができる、もう一度この活動を見直していただきたい。実行すべきものと考え、あるいは町有車両をはじめ事業者車両も町民は実行すべきと考えます。

先日、防災無線でブラックアイスバーンの放送がありました。この時期、大変タイムリーな情報提供でありました。日々天候状況は変わり、道路状況も変化します。このような情報提供を安全運動の重要性からも1日1回でも町民へ知らせることが大切と考えますがそういうことでぜひ1日1回でいいですから、放送なりそういうことを提案したいと思っておりますがいかがお考えでしょう。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

畑議員御指摘のとおり、同じように私どもも事故が多くなっているなという認識を持っております。今年度残念なことに然別湖に至る覆道で死亡事故が発生しております。

その後、町内において車と車の衝突事故が2件続いたということで、そのときには臨時で巡回啓発、交通安全指導車による巡回を行なっております。これも臨時にフェイスブックによる啓発、ホームページ、防災無線等を活用して活動を行いまして、その後9月21日からの秋の全国交通安全運動、旗波作戦、巡回啓発、パトライト運動に引き継いでということで、運動を早くに進めたというような実態となっております。

また、先日においても路面凍結、町民からの情報、またスリップで路外に逸脱したということもあります。職員からの話もいろいろ情報が入ってきたところでもございましたのですぐにフェイスブック、防災無線でお知らせしたところでもございます。

今後悲しい事故を起こさないという活動はもとより、先進技術の活用、ICTを活用したいと考えております。

総務省が発表しております令和2年度の情報通信白書がございますけれども、そこで世帯のモバイル端末の保有状況が載っております。スマートフォン、携帯電話、PHS含めて世帯の保有率が96.1%という数字が上がっています。この白書で目立ったことと言えばスマートフォンの保有率が83.4%ということで、80%を超えたということでもございます。ということで、これからもますます情報発信、啓発、注意の促しにとってはこれを活用し進めるという方向性は間違いないだろうと進めるべきだろうと考えております。

今後、1日1回となるか分かりませんが、情報発信の仕方も改めて考えてみて有益な情報を発信したいと考えております。

また実は冬季運転講習、今は新型コロナウイルスの関係で実施が難しくなっております。その代わりにこの効果を低くしないという取組、今アイデアを練っておりまして、冬季運転に係わる啓発動画をホームページでリンクで見えていただくようにして、それぞれが見ていただくような形にならないかなということでモバイル端末の活用等も考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

当然通信状況の発達で今、課長が言われたとおりいろんな面で進んでありますけれども、私が言いたいのは1日1回でいい。朝1回、8時過ぎ防災無線の声が響いております。その中で町内の道路状況、どういう状況なのか、あるいは天候状況、そういったことを短め

でお話ができるような、そんなことをぜひお願いしたい。ということは、家庭でも御主人が出かけるときには「車に気を付けて」とか、そういった子供にもそういった心がけ、言葉がけ、そういうことが実際に必要かと思うのです。

ぜひそういった中で1日1回でいいです。朝方、防災無線の折に鹿追町内の天候状況、そしてそれによる道路状況、分かるようにすることも一番大事だと思うのです。

確かにICTだとかいろんな発達はあります。それはそれで私はいいいと思うのです。そういったことでぜひ取り組んでいただきたいが、町長いかがですか。そういうお考え、お持ちではありませんか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

防災無線については週間行事予定の放送だとかいうことで、毎日放送が入っているという状況ではございません。

今のお話の道路状況等々について、これは必要に応じてというのが一番適切かなと思っています。もちろんそういった意識を持ってもらうのも大事ですけれども、特にこの間のようなブラックアイスバーンであったり、吹雪であったり、降雪のとき、そういった折を見て注意喚起をしていくというのが私は効果的なのかなというふうに思っています。

もう1つ、デイ・ライトの関係についても事業所50、登録があるということですが、これについては恐らく登録はしているけれども実際に取り組んでいないんだということが正直多いと思うのです。これについては交通安全協会等々と協力しながら非常に大切なことだと思いますのでそれらを含めてしっかり町内全体で取り組んでいくことが大変重要ではないかと思っております。

○議長（吉田稔）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

町長、今述べられたこと、町民課長が述べられたこと、非常に大切なことですのでぜひ交通事故が起きない安心できるまちづくりという意味からもぜひ実行できるものからぜひ実行してほしい、そう願うものであります。

以上、質問を終わります。

○議長（吉田稔）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回は、移住定住推進での親子留学のさらなる事業拡大はということで質問させていただきます。

御答弁を町長によろしくお願いしたいと思います。

鹿追町瓜幕自然体験留学制度が設立され、留学生を受入れ始めて今年で33年目となります。実数で287名、延べ人数で561名となりました。

留学を希望する児童・生徒がここ4～5年で安定的に増えてきている現状であります。

鹿追町の自然体験留学を希望して留学をする場合には、瓜幕小学校か瓜幕中学校に事前に視察に来てもらい、直接顔を合わせて確認しているのが現状であります。自然体験留学推進協議会の役員方、各学校の先生方、地域の生活環境の様子などを見てもらい、以後判定会議で決定し、通知して留学ができるシステムというのが現状であります。

平成30年頃からここ4年位は資料請求件数が100件から130件と大変多くの方の資料請求がございます。事前の視察件数も20件から23件ありまして、20数名、30名近い方が鹿追町に来て視察しております。受入れできるのはセンターで10名と、親子で希望者が入る親子住宅3戸と公営住宅3戸の6戸ぐらいで今年は鹿追市街の公営住宅にも1戸入っている状況でございます。

留学を2年、3年と継続する子供たちも数名おられ、センター希望で通常3分の1以下、親子留学でも半分以下しか毎年新規に受入れすることができない状況であります。やはり移住住宅を増やすことが鍵となるというふうに考えます。

毎年住宅の空き状況を見ながら受入れを決定しているわけですが、現在瓜幕の小・中学校の教員住宅が合わせて7戸、現状空いている状況にあります。昭和43年、47年に建設された住宅は使用が難しいわけでありましてけれども、何とか今ある住宅を上手に活用しながら、1家族でもこの鹿追で生活でき、地域の活性化につなげていきたいものであります。

今年は親子移住を希望されている家族も4戸あり、教育委員会・企画財政課・建設水道課がしっかり連携することで移住事業の推進を図ってほしいとも思います。

昨年6月の定例議会の一般質問で自然体験留学の推進について質問させていただきましたし

た。「今後はセンター方式と親子留学方式双方の組み合わせによってしっかりと進めていく必要がある」と、町長に御答弁をいただきました。

これからは新型コロナウイルスによる新しい生活様式ができ、地方回帰が増えて来ると思われます。

新年度からは新たな過疎対策法で鹿追町の過疎指定の問題もございます。

生徒減少により鹿追高校の存続が危惧されるなど、昨年から見ても現在おかれている鹿追町の状況はかなり変化して来ております。

こんな時だからこそ財政の見直しを進めながらも、さらなる移住定住対策を進める必要があると考えます。

以下の3点についてお伺いいたします。

1、移住定住推進のために町が実施している事業の現状と、今考えていることは。親子留学を増やす考えは。

2、空き住宅の利用促進に向けての移住体験などは企画財政課、町営・公営住宅は建設水道課、教員住宅の管理は教育委員会、それぞれの連携はどうなっているのでありまじょうか。

3、新年度の留学を締め切った後にも親子で移住を希望されている家族も現在4組ございます。瓜幕以外の地域にも移住してもらい、留学を広げて受入れするお考えは。

以上の3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 11時51分

---

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行しますのでよろしくお願ひいたします。

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

台蔵議員からは「移住定住推進での親子留学のさらなる事業拡大は」と題して3点御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

鹿追町自然体験留学制度につきましては、台蔵議員がおっしゃるとおり、瓜幕地域の方々の熱意と献身的な受入れにより、国内でも高い評価を受ける自然体験留学制度として認知されており、留学事業は順調に推移しております。

さらに、本年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の移動に大きな制限がある中でも視察の申込みが相次ぎ、留学制度に大きな需要を感じております。

また、留学の形態についても自然体験留学センターへの入寮を希望する児童や生徒に加え、親子で来町し留学事業を体験する家庭が増えていることも時代の変化として実感しており、留学にあたっては児童・生徒本人はもとより、保護者の方々にも地域とのコミュニケーションや学校活動への積極的な参加などを含めた留学制度の趣旨を十分に御理解いただけるかを含めて留学の可否を判断しておりますが、親子留学の受入れにあっては、対応可能な住宅が不足するケースもあることは十分に認識しているところであります。

また、御提案のありました教員住宅の活用につきましては、交通の発達や教職員の持ち家比率の上昇など、様々な理由により町外からの通勤者が増加している状況にありますが、所管する教育委員会において今後の教職員の入居予測を行いながら、地域での活用を検討しており、地域の活性化に寄与できるように進めたいと考えております。

さて、1点目の御質問である「町の移住推進策と親子留学を増やす考え」についてであります。町の移住・定住対策としましては、企画財政課に移住相談窓口を設けている他、短期の移住体験、「空き家・空地バンク」による情報提供、低価格での住宅地分譲、民間賃貸住宅家賃助成、定住促進住宅建設奨励金など様々な取組を行なっております。

また、親子留学につきましては、本年度からスタートした第7期総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略においても、重点プロジェクトとして位置付けていることから、留学事業を計画的に進めていきたいと考えております。

親子で留学していただくことで、同年代の児童や生徒が多様な価値観や豊かなコミュニケーション能力を育むことができることや、PTA活動や地域での行事が活性化されるなどに加えて人口減少が続く鹿追町にとっても、社会増が期待できる重要な施策と考えておりますので、住環境の整備と併せて受入れ態勢について検討を進めていきたいと考えております。

2点目の「関係各課の連携状況」であります。留学事業については本年度から自然体験留学センターに専任の正職員を配置したことにより、これまで以上に事業展開が円滑に進んでいると認識しております。

留学希望者の不安を限りなく解消するために、経験豊かな専任の職員が中心となって常に関係各課間に溝ができないような工夫を図っているところであります。

また、移住・定住に関しましては総合計画においても、「産業研修生受入制度」や「自然体験留学制度」と密接に連携していく必要があるとしており、企画財政課が窓口となり移住希望者の意向を汲みながら、建設水道課・学校教育課の担当者と連携してそれぞれの持つ情報を共有しながら、住宅の確保を含めスムーズに進めているところであります。

3点目の「瓜幕地域以外での留学の受入れ」についてであります。瓜幕での留学事業は地域や学校と密接な関係を築きながら30年を超える受入れのノウハウを持って進めてきており、このことが留学体験者にとって安心感と充実感につながっていると考えております。

このような要因を考えると留学事業として瓜幕地域以外での展開には地域の理解と協力がなければ難しいと考えておりますが、その一方で鹿追町への留学を希望する方々を住環境の制限によってお断りすることも避けなければならないと考えております。

幼小中高一貫教育を踏まえて、短期としての留学だけではなく、永続的な居住を前提にして、例えば「教育移住」のような施策で瓜幕地域以外での受入れを検討することも一つの方法と考えております。

留学事業には町の活性化施策として大きな期待をしており、住環境の整備につきましても計画的に進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

前向きな御答弁いただきましてありがとうございます。

まだ内容的に今回の御答弁の中を精査させていただいて、具体的な策が見えてきていないのでお時間いただいて質問させていただきます。

まず1点目の町の移住推進策という関係であります。

これは将来にわたって移住定住政策をさらなる推進をするという考えはおありなようでございますけれども、積極的にこれから進める中でやはりひとつの位置付けとして30数年過ぎました瓜幕自然体験留学制度がその中にあるのかなと思います。

それでこの親子留学で来てくれることが非常に地域にとっても学校側にとっても御答弁の中にありますP T A、地域活動、全てにおいて保護者がいるということが非常に安心感をもって事業として進めていけるのかなど。まして鹿追を選んでいただいている一番の理由は、やはり幼小中高一貫教育が子供たちに対しても非常に興味深いこと、もちろん保護者もそうであります。やはりそこをまだこれから教育委員会と連携してしっかりとP Rしていただきたいと思います。

それで新聞で出ていた1つのデータでありますけれども、「道内住み心地ランキング」というのが以前、今年に入って新聞に出ています。これは民間企業であります大東建託、賃貸住宅大手の企業でありますけれども、ここでアンケートを取って昨年と今年と2回、アンケートをそれぞれ8,500人、8,000人というそこそこの人のアンケート結果が出ていて、北海道を見渡したときに6位までが札幌市内の区です。その7位に芽室町が入ってきて、8位に音更町が入ってきている。唯一十勝で2か所が入ってきている。

なぜ2か所が入ってきたかという「物価が安い」、「家賃も安く行政サービスが行き届いている」というのが最大の理由であり、そこに来る目標になっているようです。

ただこれはこの内容は、我が町鹿追町も負けない政策をしっかりと学校給食の関係、いろいろ対応していただきながら、鹿追町もその上位に食い込めるような方策が私は必要かなど。いろいろ取り組んでおられるとは思いますが、まずこの移住政策の中で目玉として鹿追が今取り組んでおられる移住政策を具体的にいくつか挙げていただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

お答えをさせていただきます。

移住政策の本町の目玉、核となる施策は何だという話でございます。

町長の御答弁の中にもありましたけれども、企画財政課化が窓口になりまして今年度なかなか移住体験がどの町もできませんでしたが、移住体験の施策もやっていますし、特に移住されて来た方が定住、新築住宅、中古住宅含めて定住していただくための家賃助成も行なっています。それから民間の事業者が建てられる賃貸住宅に対する助成、それから低価格による住宅の分譲なども行なっていますので、どれが目玉かというのがなかなかあれですけれども、できる限りの財政力の中でこのようなこと行なっている現状でございます。

ます。

○議長（吉田稔）

質問ありますか。台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

確かにおっしゃるとおりでその辺は私も理解をしておりますけれども、なぜ芽室町や音更町が移住者が増えてきているか、私も調べさせてもらいましたけれども、やはり今の時代ですからホームページに動画配信というのが非常に有効的に働いて複数の方が来られれば、複数の方々がまた地域の発信をしてくれるという相乗効果が出ている。これは個々の町だけじゃない、我が町もしかり、それから別の町もそういうふうになんて今どんどんしてきていると思います。特にこの情勢下、非常にみんな形に束縛される環境の中において気持ちも減入ってしまう状況がありますけれども、やはり私は今回このことをあえてテーマとしてさせていただいたのは、やはり沈まないであまりお金をかけないでどう活性化に結び付けるのかということが限られた時間の中で何かがつかめればと思いますので、まずこの移住に中で瓜幕の留学関係で申しますと鹿追町内に移住定住者として住んでおられる方、これに該当される方は毎年入れ替わっておりますけれども、留学生、それから鹿追高校へ進学された生徒、移住して鹿追で住んでおられる御家族というふうになります。昨年、令和元年で99人、それから今年度令和2年で100人超して106人という数字、これは自然体験留学センターでまとめていただいたのを資料としていただきました。

ぜひ私は先ほども申しましたとおり、移住定住の中の自然体験留学で、一部であると、あくまでも私は一部だと。ですから移住を増やすための施策はこれからもっと我が町のいいところがいっぱいあると思うので、もっともっと新しい若い人の考え方も取り入れながら、私は推進して行っていただきたいと思います。

今回質問の1つの中にありますけれども、瓜幕だけを取りあえず見させていただいて先生方が入られる教員住宅、令和2年度で7戸、教育委員会から資料をいただいて見させていただいたら7戸が空いています。例年大体その位ずつ空いている。先ほども説明しましたけれども、3戸は古いので建っているだけで利用するのは不可能かなと、あとの住宅は内部を一部改修していただいた住宅もございますので、そういうのをもうちょっと上手に利用できないかなというのが、実は私以外の方も考えておられまして、ぜひそういう利用をして、せっかく鹿追へ希望をされて移住したいなと思っておられるのですけれども、第一に住宅がなければ来られないので、いきなりお話ししている部分もありますけれども、

現状のところどうなのか御答弁いただきたい。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

ただいま御質問いただきました教職員住宅に関してです。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、今、教職員住宅に関しては、教職員が実際に鹿追に住まれる方の入居予測をしながら、毎年人事異動後に決定をしているところです。

ただ先ほど申し上げましたように、交通状況が良くなって持ち家比率が増えていることから全ての私たちが建設し保有している教職員住宅が今後も全ての戸数が必ず必要になってくるかというところがそうとは言い切れないというのが確かな現状です。

今、我々教育委員会の中でもこのことを踏まえて確保しなければならない戸数や確保すべき戸数を見極めていて、教職員以外でも活用のできる方法は公営住宅等に関する計画が、鹿追町にもいろいろありますので、そちらと整合性を図りながら転用の方法を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

前向きにお考えいただけると理解させていただきます。

後ほどの質問にも全部関係してきますけれども、今、教育委員会のほうで御答弁いただきましたけれども、いろんな対応、対策を取ろうとしたときに各課連携というのが非常に重要になってきています。後ほどお話しさせていただこうと思ったのですが、新年度に向けて今、行政改革を促進、機構改革をしっかりとやるということで御提案されてきて、これから内容について入るということで理解はしておりますけれども、やはり教員住宅なので他の課は係わるることができない。そのところをぎりぎりになってから空きましたと言われても、実は留学に関して言えばもう年内にはほぼ来る方が分かってくる状況の中で、「年度末ギリギリじゃないと結果が出ません」「今年は申し訳ありませんでした」では、結局つながらないです。これは過去もいくつか私もお聞きしています。やはり早め早めに対応していただいて、連携してその情報をいただいた中でしっかりと対応できる方法を作っていくのがやはり行政の役割ではないかと。遅い形の報告、結果では意味をなさない。次

の年にすればいいんじゃないのというレベルじゃないです。ここに向かってきて何とか住みたいと思った方がその場で答えが出ないと、当然他のほうへ向かうことも考えられますし、鹿追町だけがこういう制度をやっているわけではございませんので、そういうことも含めてある程度早めの対策が当然私は必要なのかなと思いますけれども、そのところはどうか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

留学関係に使える住宅、専用の住宅の用意はしておりますけれども、なかなかそれだけでは足りない現実があることも承知をしています。

先ほど教員住宅の関係、御提案をいただきまして状況として先ほど申し上げたとおりでありますけれども、教員住宅だけに限らず公的な住宅については、これはどこでもそうなのですけれども、年度替わりで入れ替わりがあったり需要があったりということで、なかなか早い段階でしっかりと用意できるできないというのが言えない場合も今までも当然あったかと思っています。そういった状況もありますけれども、先ほど各課連携の状況についてもお答えをしましたけれども、住宅あるいは移住に関連する関係部署で従来からもいろいろ協議をしながら進めておりますけれども、さらにその辺は早い段階から情報を共有しながら先般も留学の関係ということで関係課が集まって協議もしていると聞いていますので、できる限りその辺はしっかりと対応できるものについては対応していきたいと思っています。住宅については他の需要との調整などいろいろ難しい面もありますので、そういったこともいろいろ考えながらさらに連携を強化して進めていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

おっしゃるとおりだと思います。それを理解の上でここに立たせてもらってお話しさせていただいています。何回も申し上げますけれども具体的に例えば親子で来られる家庭の中でお母さん、子供3人、御家族4人で来たい。高校生を頭にしてという御家族も希望されています。そういう家庭でありますと公営住宅が手狭かなという部分もあって、最低1軒でもちょっと大きめの住宅を確保していただけると有り難いなというお話もお聞きして

おりますので、しっかりとそこは町長が御答弁いただきましたように連携を取って内容を十分把握しながら事業として進めていただきたい。できればもう12月末になりますので年内は難しいかもしれないですけれども、相手方、来てみたいなという希望の親子留学の御家族というのは早めに10月から11月にこちらに来て、地域なり学校なりを見ているわけですが、その後の住宅がどうなるか分かりませんという御答弁しか返事はできていない状況ですので、しっかりとそここのところは教育委員会の中で、現状は自然体験留学制度の役員の方もおられるので連携していただきたい。

それと来年以降になりますけれども、瓜幕支所に自然体験留学制度も中に入ってもらって連携して運用していくと、これ私も確認させていただいていますけれども、まだ考え方、構想の段階で内容的にはこれからだと思うのですが、やはり町長から以前にも説明いただきましたとおり瓜幕地域の中での行政の活動をある程度支所の中で一括して取りまとめながらやるのが効率が良いのではないかと、私も地域住民の1人として考えたときに、支所がしっかりと動いていただけることが町民にも見えるし、自然体験留学制度においても運用していく場合、例えば住宅の確保の問題、瓜幕の中にどれだけの住宅が確保され余裕のある住宅もこれだけありますよというの、もちろん先ほどからお話ししました企画財政課で全体の移住定住は押さえていただければなりませんけれども、この留学に関して早めに住宅の確保ができることが移住に結びつく最短の必要な要素であるということとをまず御理解いただきたいと思います。これは相手方もどうなるか分からない不安のまま年を越して、1月に選定会議があるのですけれどもそういう中で不安が長引けば長引くほど他に流れる可能性も出てしまうということもあります。そここのところをしっかりと連携を取ってやっていただきたい。まだ構想だと思えますけれども町長、今の支所と自然体験留学との関連について説明していただければと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

機構改革の中で自然体験留学制度、大きくいうと自然体験留学センターの運営が一番大きいかもしれませんが、そういった部門について瓜幕支所で取り組んでいくと考えています。

基本の学校生活が一番この留学制度の中では大きいことですので当然、教育委員会、そ

れから自然体験留学センター等々との関係については今までどおりいろいろな面で受入れ、判定会議を含めて従来の形が基本になると考えています。

瓜幕支所については地域の中のことの大きな取りまとめ役の部署でもありますので、自然体験留学センターの運営に関しても一番効率的であり、良いことではないかということので今回そういう位置付けにさせていただいたわけであります。

今までもいろいろな苦勞をしながら自然体験留学センターの運営自体もしておりますので、支所のいろんな形でそれぞれ協力をしながらこの制度の運用をさらに充実していけると考えています。またそうしていかなければならないと思っています。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

今の関係はこれから担当と所管の方々が意見交換というか調整しながらどうすることがいいのかが協議されて新年度が動くのかなと思います。

瓜幕支所が地域だけではなく、鹿追町内に瓜幕支所があることによってこういう活動も広くできるし、それから各課連携というのは課長だけではなく、それぞれで連携することによって各課の業務内容が具体的に把握しやすくなることがあると思います。

質問の2番目にも入っていますけれども、産業研修制度、それから自然体験留学制度が密接に連携していく必要があることが考え方として以前から出てきているわけですが、やはり産業研修制度となれば農業振興課ということになります。当然今の企画財政課・建設水道課・教育委員会プラスこういう形も入ってくるということも想定されます。

これは移住政策そのものがこれからは企画課になるのですが、企画課が中心で当然動かなくてはならないのですが、そこが全体を把握して留学の中心的な移動が毎年ありますけれども、人がある程度来てくれる、一生懸命来てくれるのを受けていただくことがまた次につながると思いますので、どうかしっかりと連携をして職員皆さんに御理解をいただきながら推進していただきたいと思います。

3点目の瓜幕地域以外での留学の受入れはどうでしょうという話ですが、先ほども説明しましたように1回留学を途中の10月で締め切っているのです。今年はその後にぜひ瓜幕に移住したいという希望の方が4組ありまして、その方に関しては留学制度、自然体験留学センターのほうで受入れというか説明をするのには意味が変わってくる。

実は留学制度というものは親子で入って来られて、2年、3年と鹿追に住んでおられる

方は、2年目以降基本的に移住者の対策をしていただいて親子留学から外れるのが基本ではあります。

ただ本人の希望で親子留学で入ってそのまま親子留学でお子さんも続けていくという場合は、それはそういうつながりの中で流れていっているのかと思いますけれども、親子移住から移住者に変わっているケースもありながら、先ほどの今年は106名という数字になっているわけです。

そういうことでありますので、基本は地域以外でやろうとすれば、現在瓜幕地域以外での展開では、地域の理解がなければ難しいと、当然私もそう思います。

ただ私が申し上げたいのは、これから、来年度以降、他にも広げたいと行政側の考え方としてありますよということが、まず表に出てこなければだめです。

あくまでも今は瓜幕の自然体験留学を目指して来て来ていますけれども、やはり私は将来ある程度来ていただけるのであれば、瓜幕だけで住宅が確保できない場合は他に地域が希望していただいて、つながっていければ広い意味で移住政策としてできてくるのかな。そういう場合はやはり企画課がしっかりとそのところを読み込んで自然体験留学と連携して進む方向に行くのかなと思います。

答弁の中で、「教育移住」という言葉、初めて聞いたのですけれども、まずこの「教育移住」とは何か御説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

「教育移住」と答弁していますけれども、こういう言葉が実際にあったり、こういう施策があったりということではありません。

移住の方々に移住されるときには当然のように働き口であったり、いろいろな理由で住環境であったりという他に、子育て世代であれば教育の充実している町に移住を決めるといった話も読んだことがあります。

なので鹿追町の場合は幼小中高一貫教育をやっている、今高校等の進学分母も必要になってくる中ではこのような形でもし施策を作れるのであれば、移住の大きな理由の一つになるのではないかと考え、このような表現をしています。

○議長（吉田稔）

台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

お聞きしまして最もだと思います。

先ほどもお話しましたとおり、一貫教育を目指して来てくれている子供たち、保護者もいることも事実なのです。ただ残念ながら鹿迫高校に関しては現状の中で不安が残る状況ですけれども、私は政策としてこれを強調して来ていただけるような継続性のある教育がこれからもできることが大事かなと。

関連ですけれども、教育の現場においてこれは留学生だけの問題ではないのですけれども、学校運営上いろいろな問題の中で、要支援者が昨今増えてきているということで、これはまた別の問題ということになりますけれども、今年から「子育て世代包括支援センター」が別にできて、しっかりとフォローしながらやろうというお考えだと思うのですけれども、発達障害、それからいじめも含めて「子育て世代包括支援センター」が学校とどういう連携を取っていけるのかなということが、まだ見えていないのでそのところ御説明をお願いいたします。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

ただいま御質問いただきました「子育て世代包括支援センター」についてですが、開設以来、我々教育委員会でも学校現場で難しい案件があったときにケースに応じてケース会議という形で福祉課等と連携をしながら対応に当たっているところです。

ただ、一義的に学校現場の中で、全ての問題を福祉課に持ち込むのは現実的ではありませんし、対応しかねる部分もありますので、学校の中でどのようなケースがあるのか、そしてこれはもはや学校だけでは解決できない問題なのかを見極めながら、今、福祉課と連携をしているというところです。

○議長（吉田稔）

質問ありますか、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

しっかりそういうところを、何回も私も申し上げますけれども、新しい機構改革が連携しなければだめな部署がすごく増えてくる。

これは新しい町長になってから中心的に喜井町長が町民の目線をもって御意見を聞きながら政策として進めたいというのが、今回の機構改革にも一つ形となって見えてきている

のかなと思います。

ぜひそこを汲みながらこういう問題もあるということも理解をしていると思いますけれども、しっかり対応をしていただきたいと思います。

それから最後になりますけれども、十勝管内で新年度に新しく山村留学を取り入れようということが新聞報道されました。

あえて町村名を挙げませんが、元鹿追で室長をされていましたが校長先生が中心になって多分やっておられると思います。

やはり室長として鹿追におられるときも、私も何回もお話ししましたがけれども、非常に留学に関して前向きに御指導をいただいた1人でございます。

私も今回のこのことをお聞きして、さすがにここで3年間いて、鹿追の教育を学んで次の新天地で教育をされているのだなということが感じ取れました。

そこで、そこは新たに山村留学を始めようということなので、引っ越しの費用の10万円を上限、それから生活するための補助として毎月2万円の助成ということを具体的にお金で支援して呼び込もうという考え方があるようですけれども、鹿追は30数年もやってきている実績もありますので、こういうことも必要はないとは思いますが、この辺のお考えはどうか、町長に御答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

管内で、新たに中札内村で取り組むということで、大変良いことだなと、鹿追から異動されてそういう形で取り組むというのは大変素晴らしいことだなと思います。

その中で今お話のあったように私も新聞で読みましたけれども、そういった支援もされるということでもあります。

本町につきましては、台蔵議員がおっしゃられるように直接的な金銭の支援というのではなくて、制度の充実なり受入れ体制、自然体験留学センターの整備ももちろんですが、親子の住宅の整備などそういう形で進めてきたところでもあります。

今後につきましても、直接的な金銭の支援ではなくて、しっかり体制を整備していく方向で、今後も進めていくべきかなと思っております。

それから町の留学・移住政策、いろんな対応を含めていずれにしてもひとつの部署で全

部話がまとまるという仕事のほうが、現状としては少なくなっているのかなと思っていますので、この事業も含めてしっかりと各課の間、あるいは担当者間で情報をやりとりしながらスムーズに対応ができるようにというのは、町の事務全般を通して言えることだと思っておりますので、機構改革を契機にということではないですが、従来からしっかりやっけてきている部分もありますけれども、さらにそういった面をしっかりと取り組んでいくように進めていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

いいですか。

○4番（台蔵征一）

はい。終わります。

○議長（吉田稔）

これで台蔵征一議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 13時40分

# 令和2年第4回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第3号

日時 令和2年12月18日（金曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 発委第 12号 鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程 2 請願第 3号 コロナ禍による地域経済対策を求める請願  
〔産業厚生常任委員会報告〕

日程 3 議案第 83号 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定について  
〔産業厚生常任委員会報告〕

日程 4 議案第 103号 鹿追町行財政改革推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程 5 議案第 104号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第10号）について

日程 6 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程 1 発委第 13号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

## 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（11名）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

## 4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己  
教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾  
総 務 課 長 渡 辺 雅 人  
企画財政課長 草 野 礼 行  
商工観光課長 富 樫 靖

7 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳  
書 記 高 瀬 俊 一

令和2年12月18日（金曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、説明員は最小限の出席による会議といたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程1 発委第12号 鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程1、発委第12号、鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第12号、鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

鹿追町議会委員会条例の一部を改正する条例。

鹿追町議会委員会条例（昭和62年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「企画財政課」を「企画課」に、「子育てスマイル課」を「子育て支援課」に改める。

同項第2号イを次のように改める。

ジオパーク推進課、保健福祉課、農業振興課、商工観光課、建設水道課及び国民健康保険病院所管に関する事項。

同号ウ及びエを削る。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由は、鹿追町組織機構変更に伴い鹿追町課設置条例を改正したことにより、常任委員会に属する所管について改正するものである。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第12号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程2 請願第3号 コロナ禍による地域経済対策を求める請願

○議長（吉田稔）

日程2、請願第3号、コロナ禍による地域経済対策を求める請願を議題とします。

ただいま議題となりました本件については、12月9日の本会議において産業厚生常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終えて議長に報告書が提出されております。

産業厚生常任委員会の報告を求めます。

加納茂委員長。

○5番（加納茂）

請願審査報告書、本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告します。

請願第3号、コロナ禍による地域経済対策を求める請願。

審査結果、採択であります。

理由、基幹産業である農業及び地域経済を守るためであります。

以上。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり賛成する方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

日程3 議案第83号 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程3、議案第83号、鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案については12月9日の本会議において産業厚生常任委員会に付託され、審査を終了し報告書が提出されております。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

加納茂委員長。

○5番（加納茂）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査日、令和2年12月9日。

審査の結果、事件の番号、議案第 83 号。

件名、鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金条例の制定についてであります。

審査の結果、原案可決であります。

○議長（吉田稔）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 83 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 4 議案第 103 号 鹿追町行財政改革推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 4、議案第 103 号、鹿追町行財政改革推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 103 号は、鹿追町行財政改革推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

先般の議会におきまして、鹿追町課設置条例の一部を改正する条例の制定について可決をいただきましたので、関連して鹿追町行財政改革推進審議会設置条例の一部を改正したいとするものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町行財政改革推進審議会設置条例の一部を次のように改正するといたしまして、第6条は、庶務の規定であり「企画財政課」を「総務課」に改めるものであります。

次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、鹿追町行財政改革推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程5 議案第104号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算(第10号)について

○議長（吉田稔）

日程 5、議案第 104 号、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 104 号は、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1020 万円を追加しまして、総額を 88 億 6440 万 1 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、9 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、新型コロナ緊急経済対策事業費で町内飲食関連企業緊急支援金交付のため委託料で 20 万円、負担金で 1000 万円のそれぞれの追加であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で 1020 万円の追加であります。

以上、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 104 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程6 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程6、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会、加納茂委員長から発委第13号、コロナ禍による地域経済対策を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

発委第13号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

追加日程1 発委第13号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

○議長（吉田稔）

追加日程1、発委第13号、コロナ禍による地域経済対策を求める意見書について、提案

理由の説明を求めます。

加納茂産業厚生常任委員長。

○5番（加納茂）

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

内容を読み上げます。

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書。

日本農業をめぐることは、TPP11や日米貿易協定、さらにRCEPの合意など大型FTAが相次いで発効される中、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による各協定での国内への影響試算は、北海道はもちろんのこと、全国において農業や地域経済への影響が懸念されてきました。そうした中、1月15日に新型コロナウイルス感染者が国内で初めて確認されたから、この間、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下で、感染拡大が今もなお爆発的に広がっています。感染拡大によって、各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している、我が国の食料政策に懸念を抱くこととなり、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっています。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルス感染症においては、感染リスクが高まる冬の時期を迎え、日本においても感染が全国的な広がりを見せており、一日当たりの感染者数は日を追うごとに増加し、行動などの自粛を求める機運が高まっています。しかしながら、国は経済の活性化を図る取組と感染防止対策の両立を進めており、同時に、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化しています。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖など需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道は、深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きなダメージを与えます。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続出来るよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応いただきますようお願いいたします。

記、1、新型コロナウイルス感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで経済損失が拡大し、地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2、新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第13号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第4回定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月9日から本日までの10日間にわたって開催をいただいたところであり

ます。

初日の9日には、町の行政組織改革に伴う課設置条例他、条例の一部改正8件、一般会計及び6特別会計の補正予算、町道の廃止・認定、規約の変更のほか、委員会付託となっておりました新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する事業資金に係る利子等補給の基金条例、さらには本日提案をさせていただきました機構改革に伴う関連条例の一部改正及び飲食関連事業者緊急支援に係る一般会計補正予算等々、全て原案のとおり可決をいただきました。

心からお礼を申し上げる次第であります。

また、16日には、4名の議員から一般質問をいただきました。

「水資源の環境保全」、「男女共同参画社会への推進」、「交通安全推進運動の関係」、それから「移住定住推進で親子留学のさらなる事業拡大」等々、様々な角度から御質問をいただきました。それぞれの内容、さらに検討を加えてこれからの町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、ここで今年を若干振り返ってみたいと思います。

まず、基幹産業の農業につきましては、畑作についてはおおむね平年作となり、畜産については生乳生産が前年比プラスで推移をしております。また畜産につきましては枝肉価格の低下等により前年比マイナスとなっております、トータルでの令和2年の生産額についてはまだ確定ではありませんけれども228億円台と見込まれております。

昨年が史上最高を記録したこともあって、昨年からは12億円強下回る見込みとなっております。

今年もいろいろ厳しい自然条件の中にありましたけれども、まずまずの結果を残されたことに対し農家の皆さん個々の努力はもとより、関係機関の御指導の賜物と心から敬意を表する次第であります。

懸案だった農村地区の光回線整備は民間事業者による調査設計が始まっており、子育て支援では学童保育所の新築工事が順調に進んでおります。

教育では国のGIGAスクール構想に基づく小中学校の全児童・生徒に対するタブレットパソコンの整備、また町独自で鹿追高校へのタブレットパソコンの追加整備などICT教育、オンライン学習の環境整備これを進めることのできた1年だったと思っております。

また、商工業、観光振興では企業活性化推進条例を制定いたしまして、企業それから新たに事業を起こす起業に対する後押しのための助成制度を大幅に拡充いたしました。

住環境整備では令和団地の公営住宅の新築工事が間もなく完了いたします。

また、本日の議会終了後に視察をいただく葬斎場につきましては、一昨日、町の検定が終わりまして年内から使用できる見込みとなっております。

さらに台東区との関係ですけれども、これまでの産業・環境分野の連携協定に加えて新たに災害協定を締結できる見通しとなりました。さらなる交流の推進が期待をされるところであります。

これら申し上げました全ての取組につきましては、議会の皆さんの深い御理解のもと進められてきたものであり、改めて感謝を申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染症拡大に翻弄された1年でありましたが、一つ明るい話題で3R推進協議会功労者表彰で最高賞である内閣総理大臣賞を受賞することができました。2050年度までに国内における温室効果ガス排出量実質ゼロとするとの菅内閣総理大臣の発言もあり、本町の環境に配慮した様々な施策は今後ますます重要性を増していくというふうに考えております。

新型コロナウイルス後の社会の変化にどう向き合うのかが問われる中、地方回帰や地方移住などの流れが加速し、来年は地方創生の新たな可能性が広がる1年になるというふうに認識をしているところであります。

今後においては新型コロナウイルスの影響を受けた事業者等へのさらなる支援、あるいは地域における経済対策、医療機関、老人福祉施設、学校等への対応をはじめ町民皆さんの新型コロナウイルスに対する不安を解消できるよう、国の第3次補正予算の内容も踏まえながらさらなる対応策を検討してまいります。

また延期となりました開町100年記念事業、カナダ・ストニィプレイン町との姉妹提携35周年記念事業につきましては、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、議会とまた相談をしながら新年度によって進めていきたいと考えております。

今、新年度予算編成に取り組んでおります。

行財政改革の視点として初めての試みの予算の一部に枠配分方式を取り入れるなどして限られた財源を有効に活用するよう努力をしてまいる所存であります。

本年もあと2週間足らずとなりました。

今年1年間議員の皆様、それから各行政委員会の委員の皆様には、大変お世話になり御指導いただきましたことに心からお礼を申し上げます。

そして、それぞれ皆様の御家族ともどもすばらしい新年をお迎えくださるよう、心から

祈念申し上げまして、定例会閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

今年1年大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。

令和2年第4回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時32分